

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 12 月 13 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 56 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田 (祐) ・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部各参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、鈴木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「『小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策』の取組状況について」

○総務部副参事

小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策策定後のこれまでの取組状況について報告いたします。

推進方策中の（１）これまでの制度などを見直すものうち、②職員研修の充実につきましては、11月11日に部長職及び次長職を対象に、コンプライアンスやリスクマネジメントを研修テーマとしたトップセミナーを開催し、市長、副市長をはじめ32名が受講いたしました。

また、③職員の意識改革につきましては、風通しのよい職場づくりの一方策としての職場ミーティングの実施率向上に努めた結果、8月末での実施率57.4パーセントが、11月末では95.4パーセントに、38ポイント向上しております。

さらに、④庁達の周知方法等の見直しにつきましては、年末年始に向けての飲酒等の機会が増えることが予想されるため、昨日付で「服務規律の保持、交通事故防止等について」と題する庁達を出しました。この庁達は、職員に庁達内容がしっかりと伝わるよう、これまでのメールに加えて紙媒体での配布も行うとともに、庁達内容につきましても、公務員としての禁止行為の具体例を示すことや政治資金規正法、政治的中立性の確保などについても触れております。また、庁達の周知に当たっては、回覧のみならず職場研修や職場ミーティングなどの手法も積極的に用いて、その徹底に努めるよう職員に呼びかけております。今後とも、職員研修の充実や職員の意識改革、さらには庁達の周知方法の見直し、政治的中立性の確保などには積極的に取り組んでまいります。

続いて、（２）新たに取り組むものうち、①「（仮称）小樽市職員倫理条例」の制定についてですが、このたび条例案を作成し、12月8日から来年の1月10日までの34日間、パブリックコメントを実施することといたしました。この条例案の中には、推進方策に規定されている②コンプライアンス委員会の設置のとおり、第三者から成るコンプライアンス委員会を新設し、公益通報制度の窓口として活用することなどを規定しております。

また、④イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定については、11月1日から「イベントチケット等取扱要領」を策定し、施行いたしました。この取扱要領では、庁舎内等でイベントチケット等を有料で取り扱う際の取扱いの適・不適を判断する基準を設けるとともに、販売は職員福利厚生会の市役所売店で行うことにするなど、イベントチケット等の取扱いについて、一定の整理をいたしました。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合からの協議などについて、3件を報告いたします。

まず、平成23年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る10月28日に開催されましたので、その概要について報告いたします。議案はなく、報告第1号は、平成22年度管理組合各会計歳入歳出決算に関する件についての報告であり、認定されました。また、報告第2号は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類10件の報告がありました。

次に、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、11月25日付

けで管理組合から本市に協議がありました。これは、北海道の給与条例改正にかんがみ、職員の給料月額の減額や給与の独自削減措置などについて改正を行ったものであり、施行日は平成 23 年 12 月 1 日とするものであります。なお、本件につきましては、11 月 30 日付けで同意回答し、管理組合では 11 月 30 日に専決処分しております。

次に、去る 9 月 21 日に本委員会で報告いたしました平成 24 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案につきまして、その後、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をしましてまいりましたが、それぞれ意見がない旨の回答をいただいております。市といたしましては、これらも踏まえて検討した結果、12 月 7 日付けで管理組合へ同意回答いたしました。

○委員長

「『並行在来線経営分離について』の小樽市から北海道への回答について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

並行在来線経営分離についての小樽市から北海道への回答について説明申し上げます。

12 月 1 日の総務常任委員会で説明いたしましたとおり、北海道では並行在来線の経営分離の同意について、国交省から口頭で照会があった場合、速やかに回答できるように、小樽市に対して、並行在来線の経営分離についての意向の照会が来ております。

小樽市といたしましては、悲願である札幌延伸を実現したいという思いから、並行在来線の経営分離について同意したいと考えておりますが、北海道への回答を前に、本日、塩谷・桃内地区連合町会及び蘭島地区連合町会の両会長に説明してまいりました。

市としては、16 日の今定例会終了後に、北海道へ同意ということで回答をいたします。

○委員長

「新地方公会計制度に基づく平成 22 年度小樽市の財務 4 表について」

○（財政）財政課長

このたび、平成 22 年度決算などに基づき、いわゆる財務 4 表を作成いたしましたので報告いたします。

それではまず、資料 1 の新地方公会計制度に基づく平成 22 年度小樽市の財務 4 表をごらんください。

本市におきましては、平成 20 年度決算から、国が示した策定方針であります「総務省方式改訂モデル」を参考に、普通会計を対象とした財務書類と市の全会計を合わせた財務書類をそれぞれ作成し、公表いたしました。昨年からは、21 年度決算に基づきまして、市の全会計のほか、市が負担金や出資金などを支出している一部事務組合などの関係団体を含めた連結ベースでの財務 4 表を作成しましたので、これにより本市を中心とする行政サービス提供主体の財務状況について、一体的な把握が可能となったところであります。

今回は、22 年度決算に基づきまして、昨年度と同様の連結範囲による財務 4 表を作成いたしましたので、以下、説明してまいります。

次に、資料 2 をごらんください。

今回作成しました関係団体を含む連結ベースの表を掲載しております。

左側の 22 年度決算に基づく財務 4 表をごらんください。

まず、（1）貸借対照表についてであります。この表は、平成 23 年 3 月 31 日現在におきまして、これまでに形成された建物や土地などの資産と、その資産形成に当たり将来支払が必要な起債などを示したものであります。左側の資産の部は、市が保有している財産であります。

時間の関係上、細かな説明は省略させていただきますが、国が示した作成基準による特徴的な部分を申し上げますと、1 の公共資産のうち有形固定資産は、これまでの建設事業費の累計値を取得原価として、施設の耐用年数に基づき減価償却を行って算出しております。また、売却可能資産は、普通財産のうち売却可能なものについて、現在の財産内訳書の登載価格を基に算出しております。右側の負債の部でございますが、資産の財源として見た場合、

翌年度以降に現金支出等の負担が生じますことから、将来の世代に負担してもらう部分ということが言えます。また、純資産の部は、資産と負債の差額で正味の資産を表しており、同じく資産の財源として見た場合、過去及び現役の世代が負担した部分ということが言えます。

次に、下段左側の（２）行政コスト計算書についてであります。この表は、１年間の市の経常的な行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係るコストと、その対価として得られた使用料・手数料などの収入を示したものであります。

下段右側の（３）純資産変動計算書は、（１）の貸借対照表にある純資産が１年間でどのように増減したかを表したものであります。純経常行政コストは、行政コスト計算書で示した経常費用を受益者負担である経常収益で賄いきれなかった部分ということになり、純資産の減少要因となります。

最後に（４）資金収支計算書についてであります。この表は、１年間の現金の収入と支出がどのような理由で増減しているのかを性質別に区分して整理したものです。

以上であります。右側には昨年作成いたしました 21 年度決算に基づく表を参考のため掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、資料 3 をごらんください。

各表の概要、経年比較についてであります。ただいま説明いたしました財務 4 表の概略版から読み取れる情報について、昨年度と比較しておりますが、以下、主なものについて説明してまいります。

まず、（１）貸借対照表についてであります。三つ目の市民 1 人当たりの額の区分をごらんください。平成 21 年度は、市民 1 人当たり 212 万 6,000 円の資産を持ち、一方で抱える負債は 103 万 6,000 円であり、純資産は 109 万円でありました。22 年度は、市民 1 人当たりの資産が 214 万 1,000 円であるのに対し、負債は 100 万 8,000 円で、純資産は 113 万 4,000 円となっております。その純資産は 1 年間で 4 万 4,000 円増加しております。

2 ページ目をごらんください。

（２）の行政コスト計算書についてであります。この表からは、行政サービスの自立性や効率性などの情報が読み取れます。

二つ目の市民 1 人当たりの額で見ますと、21 年度の市民 1 人当たりの純経常行政コストは 47 万 9,000 円でありましたが、22 年度では 49 万 7,000 円となっており、1 年間で 1 万 8,000 円増加いたしました。

次に、（３）純資産変動計算書についてであります。表の一番下になりますが、市税や地方交付税などの一般財源や国・道補助金などにより財源調達した結果、22 年度末の純資産残高は 1,493 億 6,000 万円となり、37 億 3,000 万円増加いたしました。

3 ページ目に移りまして、最後に（４）資金収支計算書に関してですが、当期収支の状況をトータルで見ますと、市税や地方交付税などを主な収入とする経常的収支で生じる現金の余剰分は、市債の元金償還などを主な支出とする投資・財務的収支で生じる現金の不足分に充てられていることをこの表から読み取ることができます。

資料 4 につきましては、総務省から示された統一様式に当てはめた細かな財務諸表であります。ただいまこの概略を説明させていただきましたので、本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

以上のとおり、初めて関係団体も含めた連結財務 4 表を作成した昨年に続きまして、今回、22 年度決算に基づく財務 4 表を作成し、前年との比較を示すことができました。今後は、それぞれのデータを蓄積し、単に前年度と比較するだけでなく、経年による数値の推移からの分析なども行っていきたいと考えております。さらに、類似団体との比較なども行いたいと考えておりますが、それぞれの団体によって連結対象となる会計や関係団体の状況が異なるため、どのような比較が可能なのかも含めて、今後、研究してまいります。

最後になりますが、本日説明した資料などは、市のホームページに掲載するほか、市の広報にも掲載し、よりわかりやすい形での財務状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「会計検査院による会計検査の結果について」

○（教育）学校教育課長

会計検査院による会計検査の結果について報告いたします。

義務教育費国庫負担金の指定条件について、会計検査院による検査が平成 22 年 11 月から実施され、北海道で小学校 116 校、中学校 93 校、合わせて 209 校実施されております。

そのうち小樽市におきましては、市内 41 校中、小学校 9 校、中学校 5 校の計 14 校が検査を受けました。本年 11 月 7 日に公表された会計検査院の検査の状況について、道教委から、会計検査において、教職員の一部に適正な手続をとることなく勤務時間中に職員団体活動を行った事例などが確認されたことから、これらの不適切な取扱いに伴う給与の減額対象者及び欠勤時間数などが取りまとめられた数値が送られました。

お手元の会計検査院による会計検査の結果についての資料をごらんください。

この表では、会計検査で不適切な取扱いとされたものとして、1 として教職員の職務専念義務が遵守されていないもの、2 として教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の支給額の算定が誤っていたものをまとめております。それぞれの表につきましては、給与返還を伴うものについてまとめたものであります。

初めに、1 の教職員の職務専念義務が遵守されていないものについて説明いたします。

この表のつくりとしましては、項目として給与返納事由、これは四つの事由がございます。それと、区分については、北海道のもの、それから小樽市という形で 14 校のうち、行われたものの内訳として原因校を示しております。それと、その下に小樽市として現任校でございますが、これについては、現在、小樽市の学校に所属する給与返還を伴うものの数値であります。この内訳としましては、原因が小樽市内にあったもの、それから人事異動で小樽市外から入ってきて現在小樽にいる者という形で、市内、市外という形で分けをしております。それと、年度、学校数、人数、時間数、給与返納額、国庫負担金相当額というふうな区分に分かれております。

初めに、給与返納事由の A の勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたものについて説明いたします。会計検査院が公表した北海道の数値といたしましては、18 年度分、20 年度分、21 年度分でございます。学校数としては 7 校、人数が 12 名、時間数が 14 時間、給与返納額が 3 万 2,000 円、それに係る国庫負担金相当額が 1 万円となっております。小樽市についてはそういう事例はございませんでした。

次に、イの長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていないものにつきましては、北海道分について 18 年度分から 21 年度分について検査が行われております。そして、学校数が 52 校、人数が 442 人、時間数が 2,045 時間、給与返納額が 431 万 3,000 円、国庫負担金相当額が 143 万 7,000 円という形になっております。小樽市分につきましては、14 校に対して、原因校の学校数が 3 校ございまして、人数が 26 人、時間数が 100 時間、給与返納額が 21 万 4,000 円、それから国庫負担相当額が 7 万 1,000 円となっております。給与返還を求める現任校につきましては、19 校ございまして、そのうち人数が 34 人、時間数が 141 時間、給与返納額が 30 万 4,000 円、国庫負担金相当額が 10 万 1,000 円となっております。現任校の内訳としましては、原因が市内のものについては 2 校、人数が 22 人、時間数が 96 時間、給与返納額が 20 万 8,000 円、それに伴う国庫負担金が 6 万 9,000 円となっております。原因が市外のものにつきましては、学校数が 4 校、人数が 12 人、時間数が 45 時間、給与返納額が 9 万 7,000 円、国庫負担金相当額が 3 万 2,000 円となっております。

そして、ウの校外において行ったとしていた研修を実際は行っていなかったなどのものにつきましては、北海道分については、18 年度から 21 年度までということで、学校数が 47 校、人数が 81 人、時間数が 1,006 時間、給与返納額が 194 万 1,000 円、国庫負担金相当額が 64 万 7,000 円となっております。小樽市分につきましては、原因校で検査を行った 14 校のうち 2 校が該当してございまして、人数が 2 名、時間数が 16 時間、給与返納額が 3 万 6,000 円、そのうち国庫負担金相当額が 1 万 2,000 円となっております。給与返還を求めるということでの現任校としま

しては 1 校ございまして、人数が 2 名、時間数が 16 時間、給与返納額が 3 万 6,000 円、それに伴う国庫負担金が 1 万 2,000 円となっております。この内訳につきましては、市内の原因という形で表となっております。

それから、エの外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったものにつきましては、北海道分としましては、18 年度から 21 年度までの間に、学校数が 66 校、人数が 112 名、時間数が 327 時間、給与返納額が 75 万 1,000 円、国庫負担金相当額が 25 万円となっております。これにつきましては、小樽市の 14 校については、事例はございませんでした。現任校につきましては、市外で原因ということで、学校数が 1 校、人数が 1 人、時間数が 2 時間、給与返納額が 5,000 円、それに伴う国庫負担金相当額が 2,000 円となっております。

この表につきましては、給与返納を求めるということでまとめておりますが、イの長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったものについては、この数字のほかに、欠勤時間が 30 分未満のため返納対象外ということで、1 校 16 人がございます。これと同じように、欠勤時間が 30 分を満たないということで、エの外勤、出張及び職専免の取扱いが適切でなかったものについてもこの期間に 1 校 1 人がございます。

続きまして、2 の教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の支給額の算定が誤っていたものについてでございますが、この表は、調査の結果、過不足が判明したものについて、それぞれ時効が追給については 2 年間、それから返納については 5 年間ありますので、それぞれ実際に追給、返納が行われたものについてまとめたものでございます。北海道についてはわかりませんが、小樽市分だけで言いますと、追給を行うのは 1 校 1 人、金額にして 200 円、国庫負担金相当額は 3 分の 1 なので実質 66 円という形になりました。それと、返納を伴うものにつきましては、原因校であれば 14 校、人数が 94 人、手当の返納につきましては 8 万 9,800 円、そのうち国庫負担金が 2 万 9,900 円となっております。現在の現任校で給与返還を伴うものについては、30 校ございまして、人数が 91 人、手当の返納額が 9 万 4,000 円、国庫負担金相当額が 3 万 1,300 円となっております。その内訳については、原因が市内の場合は 14 校、79 人、手当の返納額が 7 万 7,200 円、国庫負担金相当額が 2 万 5,700 円、市外が原因のものについては、学校数が 11 校、人数が 12 人、手当の返納額が 1 万 6,800 円、それに伴う国庫負担金が 5,600 円となっております。

○委員長

「新・学校給食共同調理場整備方針について」

○（教育）学校給食課長

新・学校給食共同調理場整備方針について報告を申し上げます。

最初に、経過を申し上げます。

本年 9 月 21 日の総務常任委員会に整備方針案を報告し、御協議をいただきました。その後、小樽市学校給食共同調理場運営委員会で御審議いただき、11 月 24 日開催の教育委員会第 11 回定例会で整備方針として決定したところであります。

それでは、整備方針案からの変更部分について、項目ごとに申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

最初に、3 ページになります。

3 ページの上段であります、「3 新・共同調理場について」、（1）新・共同調理場整備方針についての項目であります。この記載の文末の 3 行につきまして、9 月からの時間の経過を踏まえまして、記載を改めました。

次に、同じ 3 ページの下段、（2）施設整備の概要の項目です。下から 2 段目の供用開始時期について、案では「平成 25 年度内」としていましたが、「平成 25 年 8 月」と改め、続く供給予定校につきましても、本年度での量徳小学校の閉校を踏まえ、案では「24 校」としていましたが、「23 校」へと改めました。

4 ページの下段から 5 ページにつきまして、2、新たな調理設備・機器、食器具の導入による給食内容の充実の①の項目であります。案では P E N 樹脂製食器の導入及び献立に合わせた食器の導入について検討するとしていま

したが、方針では 3 行目の「食器を更新するに当たって」の箇所からとなりますが、食器選定の観点を「使用原料の安全性や添加剤を使用していないこと、熱いものを入れても持つことができ着色性もないこと、児童・生徒にとって扱いやすいこと、耐久性もあり共同調理場での洗浄・消毒作業にも適していることなどの観点を考慮し、『PEN樹脂』製食器を使用することとします」と具体的に記載いたしました。また、食器の種類についても、「麺類の全量提供や給食メニューの豊富さに対応するため、米飯用食器、温食用カップ、角仕切り皿、どんぶり、小皿の 5 種類とします」と記載を改めました。

次は、5 ページ中段の⑤の項目であります。食物アレルギーへの対応ですが、案では、さまざまな起因食品があり、その除去などのあり方を検討するとしておりましたが、方針では、これまで既に行っている対応のほか、新たに「『卵』を調理過程で除去する取組を行うこと」と改めました。

最後に、7 ページの 6、適温でおいしく食べられる給食の提供の③の項目であります。めん類の全量提供につきまして、案ではソフトめんの導入を検討しますとしていましたが、方針では「『ソフトめん』の導入を図ります」と改めました。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 7 号について」

○（総務）職員課長

議案第 7 号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、本年の人事院勧告において、国家公務員の俸給表を 40 歳代以上を念頭に、とりわけ 50 歳代を中心に平均 0.2 パーセント程度を引き下げることにしたことと準じ、条例本則の行政職給料表の引下げを行うとともに、現行 4.5 パーセントの独自削減を行っている条例附則の行政職給料表を、俸給の引下げ率が最大 0.5 パーセントであることを勧告し、4.0 パーセントの削減に改定するものです。

○委員長

「議案第 8 号について」

○（総務）総務課長

議案第 8 号小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

障害者自立支援法の一部改正が行われ、その中で同法の第 5 条の定義の規定の改正が行われました。この改正に伴いまして、小樽市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、小樽市子ども発達支援センター条例、小樽市消防団員等公務災害補償条例、以上の三つの条例において引用している障害者自立支援法第 5 条の項の番号が 1 個ずつ繰り下がることとなったため、それぞれの条例の引用条項を変更するものでございます。

○委員長

「議案第 17 号について」

○小貫委員

議案第 17 号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨説明を行います。

本会議で詳しく説明していますので、簡単に説明いたします。

この 12 月で、太平洋戦争から 70 年という月日が経過しました。しかし、今なお、核の脅威は存在し続けています。核兵器のエネルギーを活用した原子力発電所が、3 月に事故を起こしました。そもそも広島では 1 キログラムに満たないウランが爆発したため、15 万人の人たちが命を奪われました。今回の福島事故で明らかのように、原子力は人類の手に負えない技術です。その原子力の最も誤った使い方が核兵器です。

条例案は、核兵器を搭載しているかしていないかの有無を確認するものであり、核を積まない船には影響はほと

んどありません。核兵器の持込みを許さず平和な小樽港実現へ、委員各位の御賛同をいただきますよう訴えて、提案といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策の取組状況について

最初に、小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策の取組状況について疑問に思ったので、1点だけ確認させていただきたいのです。

この推進方策なのですが、各課での徹底の状況というか、各課でそれぞれの職員が何割ぐらいこの推進方策を読んでいるのかというデータどりは行っているのでしょうか。

○総務部副参事

推進方策につきましては、庁内のクールズ（COOLS）というイントラネットにも載せておりますし、またホームページにも載せておりますし、そういったことで一般には周知しておりますけれども、具体的にどの程度の職員が見ているかということについてのデータどりはしてございません。

○小貫委員

今回の事件を思い起こしてほしいのですが、2月に当時の副市長が庁達を出しました。でも、ほとんどの人が見ていなかったという経験からも、こういった再発防止策を組み立てたのだから、やはり全職員がこれを読んで、身につけることが非常に大事だと思うので、この点を今後ぜひ強めていってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部副参事

実際にこの推進方策を皆さんにお示しするに当たっては、庁内の庶務担当課長会議ですとか、あるいは部長会議ですとか、そういった会議の中でも、職員に周知徹底が図られるようにきちんと説明してございまして、また、先ほど説明しましたとおり、職員の目には触れるような形で、市のホームページですとかイントラネットにも載せておりますし、先ほど報告しましたとおり、職場ミーティングといったものも大分向上してきておりますので、そういった中でも取り上げてもらえるようにという呼びかけもしておりますので、皆さんに周知徹底できるような話というのはこれまでもしてきておりますし、また、これからもそういったことを強めていきたいというふうに思っております。

○小貫委員

周知をしているということなのですが、それが実際にどの程度できているのかというのは今つかんでいないということなので、今後ぜひ気をつけて行ってほしいと思います。

◎並行在来線の経営分離について

続けて、並行在来線の経営分離についてなのですが、同意をするということですが、この間の委員会の中でも主張してきたとおり、共産党としては経営分離に同意することは反対であります。そういう立場で何点か伺いたいと思います。

今の報告でいくと、塩谷、蘭島の連合会長に説明をしてきたということなのですが、まず、どのように説明して、どのように答えが返ってきたのかをお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、本日、副市長が塩谷・桃内地区連合町会と蘭島地区連合町会の会長に会って説明をしまいいりました。内容につきましては並行在来線の経営分離についてなのですが、経営分離後についても、認可・着工後、道が中心となりまして沿線自治体で構成する並行在来線対策協議会をつくりまして、市民の足といいますか、地域の足についてはしっかりと確保していくといったことを検討していくということを説明をしまいいりました。そういったことで、市といたしましては同意したいという旨を話したところ、両会長として、市が同意で返事をするということについては御了承いただいております。

○小貫委員

今ちょっと意味深な言葉だった、同意することについては了承ということは、それ以外に何か意見が出たのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

心配されているのは、やはり鉄道の関係がございまして、これが例えばなくなるですとか、そういったことを心配されているようですけれども、これは先ほども言いましたけれども、並行在来線対策協議会の中で、鉄道あるいはバスといったことも含んで検討していくということを話しております。

○小貫委員

私たちはこの間、市民に意見を聞いてから回答すべきだということを、予算特別委員会で北野団長も話しましたし、私も総務常任委員会で訴えてきました。

それで、回答するということなのですけれども、今後、市民に向けて、今回は連合町会長だけですから、広く意見を聞いていくということが必要になると私は考えますけれども、このあたりは何か検討している内容はあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

今後の市民の御意見をということなのですけれども、基本的にこれからの作業としましては、新幹線が来るか来ないかというのは当然前提としてあるのですけれども、国土交通省から同意についての問い合わせがあります。そうなりますと、認可・着工によいよ動き出すということですから、その認可・着工に際しまして、住民の足を確保すべく協議会等がいろいろとできますので、そういう中で住民に対して説明させていただきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

わかりました。

◎新・学校給食共同調理場整備方針について

もう一点、報告を聞いて疑問に思った点があります。新・学校給食共同調理場整備方針なのですけれども、たしか前回の総務常任委員会で整備方針（案）が出されたときに、私は、学校給食の一斉点検のときに挙げられた、調理後食品は2時間以内に喫食できるようにすること、これについて具体的に実施できるようにしますという文言を入れるべきではないかという主張をいたしました。まず、それがどうして却下されたのか、御説明を願います。

○（教育）学校給食課長

前定例会におけます質疑等で、そのような御指摘をいただいたと思っております。それで、調理後2時間以内の喫食につきましては、文部科学省が定めます衛生管理基準に出しております考え方でございますので、基本的にはそれに沿って行っていきたいというふうに思っております。学校給食衛生管理基準自体は大変多岐にわたることもありまして、すべてをここに載せておるわけではありませんが、基本的に管理基準に則して給食の運営を行うという考え方でおります。

○小貫委員

多岐にわたっているということなのですから、この 7 月に出された資料では、7 点にわたって学校給食の施設で点検の指摘が入っています。そのうち二つの調理場で共通しているのは、1 から 4 までなのです。1 から 3 は記録をすることということで、事務的な話なので、これはやる気になればいくらでもできる。問題は、4 番の 2 時間以内の喫食です。これは、岩見沢で食中毒が起きてから、大きな問題になっている話なのです。ですから、この問題を明確にするためただしていく必要があるのではないかと、あのときは質問いたしました。それが多岐にわたって、一つで大したことはないことだみたいと言われると心配なのですから、これで決定したということなのか、まだ手直しが可能なかはわかりませんが、ぜひ今後そのことを検討していただきたいというふうに思います。

◎放射線量測定器について

次に、原発について幾つかお伺いします。

私は代表質問で原発について取り上げました。市長の答弁は、将来的には全体としての原発へのエネルギー依存は改める必要があるだろうと。しかし、現時点では必要だということでした。泊原発の廃炉の時期については、北海道や北電には申し入れることはない、こういう立場だと私は理解しています。そして、万が一の事故に備えて、UPZ については小樽市も含めるべきだという主張をしている市長なのですから、福島で放射性物質が放出されて、それが 60 キロメートル先で生産された米にも広がっているということで、小樽市民の間でも放射能に対する不安というのが広がっています。

そこで、第 3 回定例会で、線量測定器を購入することを決めました。この現状についてお聞かせください。

○総務部参事

線量測定器の購入についてでございますけれども、第 3 回定例会で可決後、すぐに発注いたしました。ただ、今、福島県内、それから宮城県といったところの自治体等にやはり優先的に納入されることが多いです。ただ、年度内には一応入るとということで話は伺っています。

○小貫委員

それで、新しく入るのが年度内ということで、大分先の話なのですから、今後さらにこの測定器を購入していく、増やしていくという考えはあるのでしょうか。

○総務部参事

まず、当面はとにかく早く 1 台を購入して、大気中の小樽市内の平常値というものが今までないものですから、そういったものを測定し、データをつくりたいというような考えです。まず、当面は 1 台で行ってまいりたいと考えているのですが、ただ、今後庁内のいろいろな部局でも、それぞれの国の省庁からいろいろなそういう測定の部分のそういったような話もあるでしょうから、大気中の測定以外にも例えば計測が必要なものがあれば、その状況に応じまして、計測機器の種類も含めて、全庁的な各部局の中で協議を行いまして考えてまいりたいと思っております。

○小貫委員

現在、北海道が小樽市の浅草橋付近で放射線量を測定していると思うのですが、どういう結果が出ているのかお聞かせください。

○総務部参事

北海道は、8 月から月 1 回、浅草橋街園で測定しておりまして、8 月、0.042 マイクロシーベルト、それから 9 月も 0.042 マイクロシーベルト、それから 10 月には 0.040 マイクロシーベルト、それから 11 月は 0.046 マイクロシーベルトというような放射線の測定結果が出てございます。

○小貫委員

大体 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルトということなのですが、12 月 9 日の毎日新聞で、福島県郡山市の子供を対象に、1 か月間測定して、年換算すると 1.33 ミリシーベルトの累積放射線量になるという報道が行われていました。この今言った 0.04 マイクロシーベルトという小樽の放射線量ですが、これが年換算になるとどのぐらいになるのか、わかっているでしょうか。

○総務部参事

なかなか単純に積算量を出すというのは、私どももどういう形でやっていいのかというのは、まだはっきり示されておりません。やはり自然界の放射線量、それから 24 時間の中で建物にいる時間、それから屋外にいる時間とか、そういったいろいろなものを勘案しなければ、そういった数値は出ないというふうに伺っています。ただ単純に割り返していくと、年間の 1 ミリシーベルトに全然達するような数値ではないというふうに思っています。

○小貫委員

要は、今回の郡山市というのはやはりそれだけの数値だということなのですが、郡山市は福島第一原発から約 60 キロメートルです。泊村から札幌市までの距離になりますね。東日本大震災から 9 か月もたっても、これだけの線量を子供に与えているということで、原発災害のひどさというか、すごさを私は物語っている記事だと思います。

◎避難所の放射線防護体制について

そこで、前回定例会で継続審査になった陳情第 149 号、原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立方について、幾つかお伺いいたします。

泊原発で事故が発生した場合、小樽市の避難所で、今、福島と同レベルの放射能汚染が広がった場合に対応できる避難所があるのでしょうか。

○総務部参事

今の市内の避難所でそういった対応ができるものがあるかという御質問なのですが、避難所となっておりますのは主に小・中学校なのですが、その小・中学校はほとんどがコンクリート造ということでありまして、こういった放射線を防護するためには、そういったような屋内、そしてコンクリート製の建物に避難するのが大変有効だと言われておりますので、今の避難所の状況を見ますと、確かに差異はございますけれども、基本的には対応可能でないかと思っております。

○小貫委員

その対応可能というのは、恐らく耐震度がきちんと満たされていればという前提つきだと思うのですが、それでよろしいのですよね。

○総務部参事

そのとおりです。ただ、放射線なものですから、まずはやはり屋内、それから先ほど言いましたけれども、コンクリート造の建物というのが一番効果的だということです。

○小貫委員

◎学校での放射線量測定について

そういうことですから、やはりまず真っ先に避難所の整備というのが急がれていると私は思うのですが、この陳情の中には、各学校で放射線量をはかってくれという要求もありますが、このように定期的にはかっていくということについては、現状での認識はどうなのでしょうか。

○総務部参事

私どもは、先ほど言いましたけれども、先に小樽市内の大気中の線量平常値を出していきたいと思っておりますので、これは機器が納入されましたら、早速、週 3 回程度で今考えておりますが、定期的に測定していきたいと思っ

ています。ただ、学校については、先ほどそういうお話がありましたので、そういったことで日にちがぶつからなければ、そういったもののチェックについても相談しながら対応していくというのは可能でないかと思っています。

○小貫委員

確認ですけれども、要は購入する 1 台の放射線測定器で、可能な限り、各学校になるのかわからないけれども、定期的に学校ではかっていくという感じでしょうか。

○総務部参事

今言ったのは、まず定点を決めまして、小樽市内のある特定の場所、外が開けていて、付近に建物がない、そういった場所で、定期的に週 3 回程度測定を行っていきたいと思っているのです。ただ、その中で、もし学校から、例えばこの場所でそういう測定をしてくれというような要請があれば、1 台を効率的に使っていきたいと思っていますので、そういったような対応は可能でないかというような答弁をしたわけです。

○小貫委員

そういうことですので、ぜひ教育委員会として、要請をしていただきたいと思います。それについて一言お願いします。

○教育部長

ただいま防災担当のほうから、そういうような体制がとれればというようなお話もいただいていますので、教育委員会としては、保護者の不安の解消といったものを考えながら、ぜひ防災担当と連携しながら、安心して学校生活を送れるように対応してまいりたいと思います。

○小貫委員

◎安定沃素剤の購入について

今、E P Z の見直しというのが行われていますが、その中にも関係してくるのですけれども、安定沃素剤の購入について、小樽市は今後どのように検討しているのか、御説明をお願いします。

○総務部参事

安定沃素剤の購入ということなのですが、今、国で E P Z にかわる新たな防護地域ということで、U P Z とかそういうある程度のもので部分的に示されておりますけれども、当然 U P Z に入れば、そういったものは必ず用意しなければならないものですから、まずは市長が言っているように、U P Z の範囲に入るように努めていただきたいと思います。ただ、今、国で E P Z にかわるいろいろな区域、地域、そういったものを検討している段階で、正式にはまだ先になると思うのですけれども、ただ、今までなかった、P P A といまして、ブルーム通過時の被曝を避けるための防護措置もあり、その中で今回の福島第一原発の事故でそういったことを踏まえ、I A E A の安定沃素剤の服用についての新たな判断基準などを見ますと、原子力施設からおおむね 50 キロメートルに及んだ可能性があるというようなことがありまして、現在、国において、この安定沃素剤の服用の方法とか、それから今回の福島原発事故の中で、いろいろな課題なども出てきているようなので、それらを整理するために、かなりいろいろな方向から具体的な対応を検討していくということで現在検討していますので、そういった内容も注視していきたいと思います。

○小貫委員

検討していくというのは、要は購入について検討していくということで、それは市の単費になるか、国の助成を使うかはともかくとして、検討していくということによろしいですね。

○総務部長

今、冒頭で線量測定器の購入、それから安定沃素剤の購入ということでお尋ねがございましたけれども、東日本大震災の後、振り返ってみますと、必ずしも防災資機材の配備といったものも含めて、今ある私どもの地域防災計画が必ずしも十分でないということが、まず一つ明らかになった。それから、災害に対する考え方につきましても、

今までの考え方を 180 度改めていかなければならないのではないかという中で、今後、市としてどういう防災対策をとっていけばいいのかということで、新年度に向けて検討させていただいているところでございます。

例えば、これは一つの試算でございますけれども、来年度に向けて一定程度試算したものとして、仮に避難所に最低限の食料あるいは毛布というものを配備しただけで、軽く 1,000 万円を超えてしまうという試算になっているわけですが、そういった中で、まずは U P Z の拡大を求めまして、資機材の拡充などで国の財源措置を受けられるように取組を進めていくというのが一つあります。それから、それに時間がかかるようでしたら、市として一定程度防災対策というのを講じていかなければならないわけですが、先ほど来お話がございました線量測定器ですとか、安定沃素剤の配備ですとか、そういったものは優先度を考えながら検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

◎学校給食用食材の検査機器について

次に、学校給食のほうに移ります。

先日の、今日も北海道新聞に載っていましたが、成田議員が質問していましたが、文部科学省が学校給食用食材の検査機器購入を補助するという制度をつくと聞いていますけれども、この内容についてお示してください。

○（教育）学校給食課長

国の検査機器購入に関する補助についてであります。11 月 30 日付けで、関係都県あて、教育委員会あてということで、文部科学省から事務連絡が示されておりますので、この内容で申し上げます。事業対象となる都道府県につきましては、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各県及び東京都の 17 都県が対象となっております。

それから、補助の内容でございますが、学校給食用食材の放射線検査機器及びこれに係る消耗品ということで、都道府県が購入するものについてが対象でございます。それから、補助の額については補助対象経費の 2 分の 1 以内となっております、各県の台数としては 5 台で、補助対象経費の上限が 1,375 万円という内容でございます。

○小貫委員

17 都県ということで、北海道が対象になっていないわけなのですが、私は、これは全国に拡大することが重要だと思うのです、若しくはせめて原発立地県には必要だと思うのですが、北海道はこれについてどういう立場をとっているのか、わかっていたらお示してください。

○（教育）学校給食課長

北海道教育委員会からは、12 月 2 日に各市町村の教育委員会あてに通知をいただいているところでございますけれども、その中で学校給食の食材の安全確保につきましては、放射性物質に関するような情報などを道教委のホームページに掲載するなどしておりますので、学校給食の食材選定の際の参考にすることや、また保護者等の理解、安心を得るための情報提供などに活用を図りたいということでございます。特に検査については触れていないこともあり、現時点では道教委がどのようにお考えかはわからない状況でございます。

○小貫委員

これはぜひ私は欲しいと思っているのですが、俱知安町がたしか購入するという話は、同じような機器かどうかわかりませんが、聞いております。ニセコ町がどうだったのかというのはまだ確かめていないのですが、小樽市としても、国からせめて助成してもらって、こういうものを購入していくことが必要ではないかと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（教育）学校給食課長

今、食品の放射線の規制値等の関係につきましては、厚生労働省が見直しを検討しているというふうに向っております。また、今申し上げましたように、国のこの補助内容等が先般示されておりますし、また今後、道教委、そ

れから検査を始められている他の自治体の動向などもよく見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

昨日の成田議員の質問にあるように、食材は全国各地を飛び回っているわけですから、ぜひ購入の検討をしていただければと思います。

福島第一原発事故では、ウラン換算で広島に投下された原爆の 20 個分が放出されているということを、厚生労働委員会の参考人質疑で、児玉龍彦東京大学アイソトープ総合センター長が報告しています。児玉龍彦とインターネットで打つと、YouTube がいっぱいずらりと並んできますので、ぜひ見ていただければと思うのですが、今回の原発事故への対応というのは、基本的に国若しくは電力会社が責任を持つ問題だと私は思います。だから、市としても国に対してしっかり対策を求めていくという姿勢が大事だと思うのですが、それと同時に事故に対して、いつ起きるかわからないですから万全の備えをしていくということが必要だと思います。このことについてどうお思いか、ぜひお聞かせください。

○総務部長

今、御質問の中にありましたが、こういった災害に備えるということは、ある意味、国なり、電力事業者の責任ではないかというようなことでございましたけれども、市といたしましても、まず先ほど来答弁させていただいておりますが、UPZ、今、30 キロメートル圏内というのが目安になってはいますが、まずこの拡大を後志町村会と一緒に取り組んでいくというのが一つ考え方としてございます。

それから、先ほど申し上げましたいろいろな測定器ですとか安定沃素剤、今ありました検査機、そういったようなことで一定程度経費というのがかかっていくわけですが、仮に圏外にありましても、30 キロメートル圏内に小樽市というのは隣接するわけですから、発生するさまざまな費用を負担するわけで、そういった防災に伴って必要となる経費について、国の助成制度などで措置するよう、機会を見つけて国や道に要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

◎新・市民プールについて

次に、新・市民プールについてなのですが、今、道内の 10 万人以上の人口の都市における市営プールの設置状況というのはどうなっているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

道内の人口が 10 万人以上の都市の市営プール、公営プールの整備状況についてであります。10 万人以上の都市は札幌、函館、旭川、釧路、帯広、北見、苫小牧、江別、そして小樽の 9 市があると思います。その中で、小樽市を除く 8 市に市営プールが整備されております。

○小貫委員

第 6 次総合計画では、前期実施計画に建設が位置づけられているのですが、この間の質問や議論を聞いていますと、それが遅れるのではないかと不安が多々私にはあります。それで、市教委として、一体何年をめどに建設までこぎつける予定なのか、御答弁をお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、委員がおっしゃっていただいたように、総合計画では前期計画に実施計画を予定しておりますが、現状では建設場所、用地の検討に力を注いでいるところです。

○小貫委員

その答弁は何度も聞いているのですが、要は本当に実施計画どおりに進めるつもりが教育委員会にあるのですかということを知りたいわけです。土地を探しているということなのですが、それはお金がかかりすぎ

て土地が探せないのか、いや、土地はあるのだけれども、そこにお金がかかるという問題なのか、お金をかけても土地が見つからないのか、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員が御指摘の御質問になりますけれども、基本的には以前から話しておりますように、教育委員会としては、プールの建物、駐車場等を合わせまして 5,000 平方メートルは必要だと考えております。この部分で、市内中心部等でなかなか今、用地を見つけられないというのが現状でございます。

○小貫委員

◎地域別の防災カルテについて

防災にもう一回戻ります。

私たち総務常任委員会で、金沢市と新潟市に視察に行ってきました。そこで、新潟市についてですけれども、歴史的にも災害が多くて、非常に立派な防災設備があり、防災に力を入れています。行った全員がどぎもを抜かれたという感じだったと思うのですけれども、財政規模がやはりはるかに違うものですから、この災害対策センターが欲しいという話はしません。

1 点だけ質問します。新潟市の場合、中学校区別に分けて、それぞれの校区でどういった災害が起きる可能性があるのか、地震の場合、風水害の場合など、さまざまな災害ケースを想定して、防災カルテというものを中学校区ごとに作成しています。小樽市には、これに似たような取組はあるのか、現状をお伺いします。

○（総務）杉本主幹

中学校区別につくられている防災カルテについての御質問でございますけれども、現在のところ、小樽市においては、こういった中学校の校区とか地域別に被災状況を想定した防災カルテは、まだつくっておりません。

○小貫委員

小樽の地形を見れば、山があって、海があって、さまざまなものですから、この区域に分けてというのは、私は非常にすごいと思って視察から帰ってきたのですけれども、新潟市の場合、国の補助を 3 分の 1 受けて 1,800 万円で作成していると。その後、新潟大学に所見を出して 200 万円をかけてやっているということでした。もし訂正があったら、だれか委員にやってほしいのですけれども、市が発注している工事のボーリング調査を集めて、新たに地質調査を依頼しないでやっているということでした。

やはり小樽市としてもこういった事業を、この中学校区がいいのか、どこがいいのかというのはともかくとして、作成に向けて検討すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）杉本主幹

現在、小樽市でも、例えば土砂災害のハザードマップですとか津波のハザードマップは、作成している状況にはありますけれども、今、委員がおっしゃるように、こういった被害想定をしたカルテというものも非常に重要だと思いますので、今後、新潟市の作成例も参考に検討したいと考えております。

○小貫委員

◎庁内のバリアフリーについて

最後に、庁内のバリアフリーについてということなのですが、建物が古い分、いろいろ問題が起きているというのは、議員をやっていて感じます。それで、現在のこの状況について教えてください。

○（総務）総務課長

本庁舎におけるバリアフリーの状況でございますけれども、御承知のように、一般の方にも利便性が図られますけれども、例えば自動ドアの設置とか、それからトイレの洋式化とか、トイレも 1 か所ですけれどもオストメイト対応にさせていただいているとか、それから一部ですけれども手すりを設置させていただいているとか、あと車いすとかベビーカーの配置などをさせていただいています。できる範囲のことで対応させていただいているというの

が現状でして、私も十分だというふうには認識してございません。

○小貫委員

最後に一つだけ。別館の入り口の手前に車止めがあって、中に車が入れないと。車をおりてから、あのなだらかな坂を歩いて別館の入り口に来なければいけないと。本館から来ると、本館に入った途端階段があって、そこから今度はお年寄りの方は国民健康保険や年金の窓口に行く。そういうことで、肝心かなめのお年寄りの必要なところが、非常にお年寄りに冷たい形になっていると私は考えます。

そこで、要は、別館の図書館側の入り口の自動ドアのあるところの前に車を横づけして人をおろすことができないのかどうかということをお伺いしたいのですけれども、例えば玄関の前に木が植えてあります。そこを中心にして、ロータリーのようにして、一方通行でおろしたら出ていくというような形で歩行者の安全を歩道で確保しながら、そういうことができないかどうか、検討の余地はないかお答えください。

○（総務）総務課長

確かに、委員がおっしゃるように、本館は階段だけでエレベーターがなくて、私も足の不自由な方が手すりにつかまりながらやっと上がったりおりたりしているのを見て、何とかならないかという思いはしていますけれども、なかなかそれは難しい状況です。

今、御指摘がございました別館につきましては、現状としては、車いすの方は、北側の渡り廊下の下あたりに身体障害者用の駐車場を確保させていただいておまして、そこで車の乗りおりをさせていただいて、地下の夜間出入口の部分から入っていただいて、エレベーターで上がっていただくというような方法で対応させていただいているのが現状です。

今の委員の御指摘は、もっと歩く距離を短くして、別館の1階の図書館側に車をなるべく近くに寄せて、そこで乗りおりにくいということだと思いますが、見たところ、市役所構内の車の動線が、今でも複雑なのですけれども、さらに複雑になり、確かに人を勤務時間中ずっと配置していれば、交通整理が可能でもあるように思いますが、なかなか現状としては難しいかというふうには思っています。私も何か方法がないか、今後考えてみたいというふうに思っています。

○小貫委員

検討をお願いして、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎会計検査院による義務教育費国庫負担金の調査の状況について

それでは、私のほうから、会計検査院による義務教育費国庫負担金の調査の状況について質問をしたいと思いません。

まず、「悪貨は良貨を駆逐する」、これは16世紀に、イギリス王国の財務顧問、トーマス・グレンシャムが言ったことなのです。なぜこの話をするかといいますと、学校で本当に一生懸命やっている教職員もいらっしゃる、クラブ活動の顧問になったり、自分の時間を割いて一生懸命教育に携わっている方もいる。しかしながら、一方では、夏休みなど、我々が小・中学生のとき、休みに入る。教職員も休みで、明日から鉄道に乗りに行く、あの山に登ると平気で言う教職員もいらっしゃった。よく聞くと、夏休み、冬休み、長期休暇のときというか、休みのときは、先生は仕事なのです。それは小学生のときはわからなかったです。学校に休みのときに行っても、校長、教頭しかいらっしゃらない。そして、一生懸命、中のいろいろな仕事をしてきた。教職員というのは、ほとんど見たことがなかった。

そういった中で、今回、この会計検査院の報告、この調査結果が来ました。これについて聞きたいと思います。まず、この会計検査の結果が、小樽市に届けられたというか、報告されたのはいつになりますか。

○（教育）学校教育課長

最終的に市教委に届いたのは、昨日という形にはなります。

○鈴木委員

それでは、その中で聞きたいのですけれども、特にアは小樽ではなかったということですね。それで、イなのですけれども、長期休業の期間などにおいて勤務時間が厳守されていなかったものというのは、ほとんど小樽の中で問題があったというふうに思っています。まず、この勤務時間が遵守されていなかったという具体的なところをお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育課長

小樽市内については、機械警備が学校に入っておりますので、機械警備の記録で、実際は学校行事の準備のために当日早く出勤していたということがありまして、そのときには勤務時間終了前に機械警備の記録から退勤したという事実でございます。

○鈴木委員

よくわからない。機械警備のデータを基に、要するに来ていなかったうんぬんを判別したということですか。

○（教育）学校教育課長

市内の小・中学校に機械警備が入っておりますので、その機械警備の記録から、本来の勤務時間より前に機械警備が入った記録があったということでございます。

○教育部長

学校は、以前、宿直ということで教職員が泊まって、朝、開錠をするというような形になっている。現在は、夜間については、警備会社に委託しまして警備システムを導入してございます。終業、勤務時間が終われば、警備会社が自動的にロックをされて、それが記録として残る。朝については、最初に来た教職員がかぎをあけて、それが開錠時間となり、そういうことで警備会社に自動的に通報というか、連絡が行われて、学校自体の施設があいている時間、閉めている時間というのが記録上で残っているというようなことでございます。

○鈴木委員

長期休業の期間、具体的に言えば、夏休みとか冬休みのことなのですからけれども、そうではないのですか。

○（教育）学校教育課長

イの長期休業の期間等の部分で、夏休み、冬休みは入ってございます。ただ、今回、小樽市の事例においては、夏休み、冬休みについて、勤務時間が不適切という指摘はございませんで、学校行事があった日に、勤務時間よりも早く帰った事実があったということでございます。

○鈴木委員

いや、それを聞きたかったのです。結局、夏休みとかで最初にあけた教職員がいて、最後に帰る教職員がいたら、だれがいたのかわからないでしょうということを知りたいのです。それを、最初の時間と最後の時間がわかれば、そうだというふうな答弁だったので、どうなのですか。

○教育部長

私の先ほどの答弁がすれ違いになって申しわけございませんでした。

今回の調査では、長期休業の期間等においてということで、この等の中の部分で、課長が答弁しましたように、夏休み、冬休みの期間ということではなくて、それ以外の通常の、平常の期間にということで今回、件数が出てきているということでございます。

○鈴木委員

それで、今ちらりと出たのですけれども、早く帰った、早退ですが、そういうことについては、会計検査院でこうやって後でチェックされて指摘を受けるまで、学校等は注意などをしていたのかどうかということを知りたいのですが。

○（教育）学校教育課長

勤務時間の関与につきましては、適正に行うよう、校長会等を通じて指導はしていたところでございます。

○鈴木委員

校長会に教育委員会から流して、指導するように言ったということですね。

それを、今回調べたのが平成 18 年から 22 年の期間で、そういったことで改善されてきているのか。例えば、今、校長にそういうような形で指導していただいて、その内容が改まっているということなのではないでしょうか。その結果が今回のこれで済んでいるのかということを知りたいのです。要するに、前はもっとひどかったけれども、すごく努力してこういうふうになった結果がこうなのか、それとも前から同じようなペースでこうなのか、今回の会計検査院で指摘された事項というのは、通常のことなのか、それとも今まで努力してきて減ってきた観点から見てそういうことなのかということを知りたいのです。

○（教育）学校教育課長

今回、14 校について会計検査院が入っておりまして、その結果、このような不適切な事例があったということでございます。勤務時間の関与については、先ほど言いましたように、校長会議等を通じて日ごろから指導をしておりますし、現在もそのほかの学校についても、道教委の調査がございますので、その中でまたこのような部分がありましたら、それらも含めてまた新たに指導を行っていきたいとは思っております。

○鈴木委員

それで、少し質問を変えますけれども、今、お話にあるとおり、たしかにこの会計検査院の検査というのは 10 分の 1 ぐらい、抽出してやったのですね。対象校は全道で小学校が 116 校、中学校が 93 校、両方で 209 校あると。それで、小樽は 14 校が対象だと今おっしゃいましたね。そして、14 校全部でそういうことが見つかったのでしょうか。その割合をお示しいただきたい。

○（教育）学校教育課長

この教職員の職務専念義務が遵守されていなかったものということで、アからエという形で返納事由がございまして、14 校中、このような不適切があった原因校については現在で 5 校という形になります。

○鈴木委員

今のお話ですと、14 校の対象校のうちの 5 校、3 分の 1 強ということですね。

○（教育）学校教育課長

先ほどお手元に配った資料についてですけれども、給与返還は必要という部分については、14 校中 5 校という形になりますが、このほかに給与返還を伴わない、平均時間が 30 分未満というものも含めると、これに 2 校が増えますので、7 校という形になります。

○鈴木委員

それで、先ほど言いましたが、夏休み期間、教職員も本当に休みのように楽しんでいる方もいらっしゃるということで、特にこの長期休業期間中の校外研修というのがあります。それは小樽ではそれほど問題にならなかっただろうという先ほどの御答弁でしたけれども、この校外研修というのは、基本的には長期休業期間中であっても、普通と同様に勤務時間が割り振られているという大前提で、要するに校外研修をする場合は、職務専念義務を免除されるか、取扱いにふさわしい内容のものであるかが求められ、研修の実質を伴わないようなものについては、校長は安易に承認を与えることのないように適正に期することとされています。承認されるのは校長ということなので

すけれども、実際、実態を聞きますと、校長が長期の休業期間の研修ということについては、提出すれば受け取る、逆に言うと中の精査をあまりせず、そして終わった後の報告義務も、報告というか、成果品も求めず、そして最終的に何をしたのかもあまり把握せずということですから、どうなのでしょう。

○（教育）学校教育課長

校外研修を行う場合は、校外研修処理簿というのがございまして、この中に研修の期間ですとか研修項目、研修場所等を記載する形になっております。これで研修の内容が把握できる場合は、これをもって校長の承認を得る形になります。ただし、研修の内容がこの研修処理簿で把握できない場合につきましては、事前に研修計画を提出しまして、その内容がふさわしいということであれば研修を承認するという形になっておりますし、その場合、終わりましたら研修の報告というものを提出しております。

○鈴木委員

それで、例えば長期休業中に私は研修しますと。自宅研修だったり、外に出て、学校に来ない。そういう事例というのは、何パーセントくらいあるのですか。先ほど私が言ったように、職員室にはほとんどお休み中は、教職員はいらっしゃらなかったという記憶があるのですけれども、そういったときに今言った正規の手続を踏まれてというのはわかるのですが、実際そうだったのかどうだったのかということ、今回、この会計検査院の中で問題にされているということでございまして、その前に当然、小樽市教育委員会が校長を通してそのことを把握しているべきかというふうに思うのですけれども、その実態を教えてください。

○（教育）学校教育課長

長期休業期間中の校外研修の状況については、市教委で確認はしておりまして、例えば平成 21 年度であります、小学校では、夏休みの場合ですけれども、414 名に対して、校外研修につきましては 167 名という形になっております。中学校では、平成 21 年度の夏休みで言いますと、244 名に対して 53 名という形で校外研修を行っております。率については、今出ておりませんが、人数ではそういう形になっております。

○委員長

そういう実態を事前に把握していたのですかとたしか聞いていると思うのですが。校外研修していた人数を聞いているわけではないと思っているのですが、再度答弁を求めます。

○（教育）学校教育課長

校外研修の実施については、申請の書類を受けて校外研修を行っているということについては確認はしてございます。

○鈴木委員

本当に自分の身に付けるために研修をされている教職員はいらっしゃるのです。ところが、その中に本当の自分のためだけ、趣味だけということで使われている方もまじっていて、そうすることによって全体の教職員に対する評価に影響し、そういう時間の使い方がまずいのではないのかという話になりかねない。今回のその会計検査院の報告は、まさにそういうことだと私は思っているのです。ですから、これは小樽市教育委員会にしても、厳正にまじいものはまずい、そしてしっかりとやられている方は当然そうやってやられているのでしょからいいのですけれども、しっかりと中身を吟味していただく。そして、今度、抽出校だけではなくて、全部をやるという話にたしかになっていると思うのですけれども、そのスケジュールについて教えてください。

○（教育）学校教育課長

現在、道教委におきまして、関係書類等の帳簿との突合をしてございまして、検査の終了につきましては、来年の 8 月中にはめどをという形で行うというふうには聞いております。

○鈴木委員

その来年の 8 月を目途に、平成 22 年度分も含めて全校調査を終了するという道の通達があつて、それに向けて小

樽市教育委員会はどのような調査方法で、いつから始めてどういった形にするのかというのは、昨日の今日ですからなかなか難しいと思うのですが、何かお考えがあれば教えていただきたい。

○（教育）学校教育課長

昨日、通知が来たというのが、今回の会計検査院の報告の状況についてといった形になっております。実際に今回の道教委の調査につきましては、現在、先ほど言いました帳簿との突合をしております。今後、本人からの聞き取りが必要なものについての聞き取り等の細かなスケジュールについては、道教委の通知に従いまして、適切に対処したいというふうには考えてございます。

○鈴木委員

先ほど道教委から、北海道教育長から文面がありまして、検査対象校に検査結果を周知するとともに、職員団体活動や長期休業期間等における勤務時間遵守、校外研修、外勤、出張及び職専免の取扱いに関して適正を欠く実態があった学校においては、保護者等、児童・生徒等に対してよく説明しなさいという項目があるのですが、その点については市教委ではどうお考えですか。

○（教育）学校教育課長

その辺の具体的な対応につきましては、昨日、文書が来まして、今日、後志管内の教育長会議が行われておりますので、その中で市の方向等についても説明があると思いますので、それに従いまして対応したいというふうには考えております。

○鈴木委員

この中で、平成 23 年 12 月 28 日水曜日までに所管教育長あてに報告してくださいと最後に文が入っています。そのことについては、どういうことを報告するということになるのですか。

○教育部長

今、委員からお話がありました児童・生徒あるいは保護者への説明の結果につきまして、12 月 28 日まで、それぞれ後志教育局に報告するよという指示がございます。そういった中では、具体的に児童・生徒への説明はどのような方法で何月何日に行ったか、あるいは保護者への説明を何月何日どのような方法で行ったかというようなことを、表にして報告をするというふうに指示がございます。

○鈴木委員

今みたいな実態を言われて、そして対応はそういうふうに、まず言われたことをする。それはいいのです。いや、いいのですというか、それはしっかりとやっていただきたい。

それで、問題は、小樽市で 5 校ありました。プラス 2 ということで 7 校です。それで、実態調査をこれから来年の 8 月にかけてやります。そして、たぶん実際いろいろな事例は出てくると思います。こういう割合でいけば、比率で言えば半分ぐらいの学校は何らかの問題は出てくるのかと思います。そうなったときに、保護者が学校の教職員の実態というのですか、先ほど言ったしっかりとやっている者もそう。ところが、そうではない中があったときに、それをどう正していくというか、正常な勤務、正常なそういう形にやっていくというのは、小樽に限ったことではないのですけれども、教育長としてというか、指導室といいますか、どうお考えなのか。

たぶん私は、小樽は、先ほど言ったように、ある程度教職員が安易にお休みというふうなニュアンスとか、それから早く出てきたのだから早く帰る、そういうことを自分で勝手に決められている教職員とか、そういうことが往々にしてあるというふうに思っています。それは調べなければはつきりはなりませんけれども、そうしたときに小樽の教職員は管理職を管理職とも思わない言動も多かったり、そして校長が教育委員会に指導されて、こういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさい、こうしなさいと言われても、なかなか現場では実施に至らない。途中でめげたり、大変な目に遭って、中には精神を病む校長までいらっしゃるという、この小樽の現状です。

やはりその中で、教育委員会がしっかりとサポートというか、その教員に直接指導していかなければいけない場面

が出てくるのではないかと。今までのように、校長を通して、なるべくあなたたちでしっかりやりなさいよと服務を守らせる、そういうところがあるのだからということでやらせている部分は、もう少しサポートをしっかりして、このことも含めてきちんとやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○教育長

実は、今回こういう会計検査院の結果で、5校でこういう事態が生じたということをお大変私としては重く受け止めております。

というのは、たぶん私の記憶では、平成 16 年に教員評価制度を導入し、17 年にはいわゆる協定書破棄ということで、17 年、18 年にかけて徹底的に校長と教職員団体又は教育局と職員団体、それぞれの段階で、さまざまあった協定書をすべて破棄したはずで、その流れを受けて、18 年度から 21 年度の今回の調査で、このような事態がまだ実態としてあったということについていえば、私としては大変遺憾に思っております。にもかかわらず、さらに今回こういう調査が行われた背景には、政治資金規正法の問題が大きな陰を落として、結果として国会が動いて文部科学省に働きかけて、そして会計検査院が実態調査に入ったという流れだというふうに私は承知しております。この一連の流れの中で、そういう破棄という事態がありながらも、まだこういう事態が平成 18 年度から 21 年度の 4 年間の中であったということですから、これはやはり教育委員会としての指導のあり方が、いわゆる校長会を通じてという形の指導では、もう改善できないということだろうというふうに考えております。

それで、さきの代表質問でも、公明党の秋元議員の質問に答弁いたしました。今回の調査を契機に、いわゆる正すべきは正すということで厳正に対応すると。その厳正に対応するときに、具体的に何が起こっていたのかという原因をきちんと追及した上で、有効な手だてを講じますというふうに私は答えたつもりでございまして、その有効な手だてというのは、組織力だというふうに私は思っています。教育行政執行方針にかかわって、私が感じたことということと言ったのは、距離感の話でした。それは、教育委員会と学校、教育委員会と校長会、その距離感の問題があって、その距離感を埋めるには、実態を教育委員会がきちんと把握した上で、校長が指導できないのはどういう原因があるのか、校長自身に問題があるのか又は教職員の中に問題があるのかということも含めて、教育委員会自体が適切につかまえた上で有効な手だてを講じなければならないというふうに認識してございまして、今回の事態については、まさにそのように感じております。

これから調査をする上で、そういう姿勢で臨んでいきますし、また対策についてもそういう姿勢で具体的なフォローアップ体制をどういうふうに立てていくのかということをお校長会と十分相談しながら進めていきたいというふうには思っております。

○鈴木委員

◎新・学校給食共同調理場整備方針について

次に、新共同調理場について二、三、質問させていただきます。

まず、この前、安齋議員が陶磁器製の学校給食用食器のことをよくおっしゃっていましたが、私は別にこちら側の肩を持つわけではないですが、米子市のホームページに強化磁器、それから P E N 樹脂の比較が載っております。値段的には P E N 食器のほうが安い。重さが軽い。ですから、かさばらない。それから、運ぶのも楽ということなのですけれども、ここで聞きたいのは、例えば今度、新共同調理場になって運ぶときに、コンテナというか軽トラックに積むわけです。そういったときに、重たい、かさばるといのは、かなり大変なリスクというか、マイナスポイントなのではないでしょうか。

○（教育）学校給食課長

食器の重量について、P E N 食器と磁器食器を比較いたしますと、通常の使用が多い温食用のカップとランチ皿、方針では角仕切り皿というふうに表現されていますけれども、そうしたものの組合せでは、大体、磁器のほうが 2.4 倍ほどの重さがございます。それで、各クラス単位にその食器を食器かごに入れて出すということがあるのです

から、例えば P E N 食器であれば、30 人分程度を例えば一かごの目安といたしますと、磁器ではその重量の関係から、大体半分弱ぐらいの人数分を一つのかごにしていくということが設定になるかというふうには考えられます。そうした意味では、P E N 食器よりは、2 倍までとはいきませんが、大体 1.7 倍ぐらいだと思いますが、かご数が増えていきますので、そうした面では、今おっしゃられましたそれをさらにコンテナに積んで運搬用のトラックに積んでということになりますので、そうした面での増加量数にはなるものというふうに認識しております。

○鈴木委員

それで、この米子市のホームページの中で具体的に、米子市は人口が 15 万人ぐらいですか、それほど本市と変わらないのですけれども、それで食器数が 1 万 9,550 食で計算して、強化磁器だと予備の分も入れて導入費用だけで 2,932 万 5,000 円、P E N 食器だと 1,642 万 2,000 円ということになっていて、例えば本市で現在、この導入コストというのは計算されているのですか。

○（教育）学校給食課長

試算ではございますが、これは米飯用を含んでいない 4 点ほどの数値でございますけれども、P E N 食器につきましても、4 点の組合せといたしまして、1 人分 5,334 円、それから磁器のものについては 6,678 円というふうに試算をいたしているところでございます。

○鈴木委員

わかりました。ということで導入コストなどもかんがみて、新共同調理場をつくっているというお考えなのはわかっている。ここからなのです。

それで、今、調理場はオタモイと新光に二つあって、それが一つになる、それが平成 25 年 7 月の 1 学期が、前期が終わって後期から変えるということですね。そのときに、二つを一つにして、管理コストも下がるのでしょうか、やはりその調理器具にしろ何にしろ、新しくてよいものになるべく経費のかからないように使うのでしょうか。そうすると、当然人件費コストは減るのですね。

○（教育）学校給食課長

今日、報告いたしました方針の中でも記載いたしておりますけれども、新共同調理場におきましては、一本立ての方式で行うことを考えているところでございます。献立によっては、そのときの作業量でありますとか人員数などの違いも生じておりますので、一つの施設としてそうした面を調整しながら、平準化を考えながら、そうした効率的な運営には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員

それで、この整備方針には、器具を新調して効率よくとか、そういうことはお書きになっているのだけれども、今言った二つを一つにするメリットということの中に、要するに人件費についてはうたわれていないのです。ですから、そのことをあえて聞いたということなのです。小樽の市立病院を、二つを一つにすることにそういう部分もある。統合するメリットというのは、やはり合理化であったり、経営コストの削減だというふうに考えるのですけれども、なぜそこが載っていないのかということだけを聞いて、終わります。

○教育部参事

今、二つあるものを一つにするということでのスケールメリットは、間違いなくあります。すごく直接に言ってしまうと、今二つありますから、それぞれに場長を置いていますけれども、1 か所になれば場長は一人でいいわけですから、そういった部分があります。

ただ、ここで御理解いただきたいのは、やはり昭和 40 年に建てた施設と今建てる施設では、何度もここでも議論になりますが、管理衛生基準が全然違います。今の施設には空調施設もありませんし、調理器もかまど揚げ物がありますけれども、焼き魚をつくったりするような調理施設というのはございません。

ですから、単純に今のそれぞれの調理場をベースに考えて、1 個にするから人が減るのかということ言えば、

その調理体制のことから言えば、それはストレートには言えない部分があります。ちょうど今、実施設計をやっているところですが、例えば先ほどの小貫委員の御質問にもありましたが、一つは、やはり新しい管理基準の中では 2 時間以内に配食するという部分があります。そうしますと、わりと短い時間に集中して、朝の 8 時からずつつくってくれば、12 時に食べればいいのですけれども、でき上がってから 2 時間以内に食べさせるということになると、かまの数ですとか、それに係る人員配置ですとか、そういった部分も含めて、今、基本設計なり実施設計なりというのをしているところです。

ですから、間違いなくスケールメリットはあるのですけれども、今の 40 年たった二つの調理場と比較して、人数が極端に少なくできるからなどというところではないということは御理解いただきたいと思います。

○鈴木委員

最後に、二つを一つにした瞬間は、熟練度もあるし、仕方がないと思うのです。だけれども、数年後には、そういう熟練になってきたり、そうするときは一番かかります。人を切るというのは決していいことではないのですけれども、これからを見て、二つを一つにして新しくして効率よくするという概念がある以上、やはりその面はしっかり押さえていただきたいということで終わります。

○上野委員

◎学力向上チャレンジテストについて

まず、学力向上チャレンジテストについて質問させていただきたいと思います。

道教委のホームページを少し調べますと、この学力向上チャレンジテストというのが行われておりまして、昨年の秋、11 月と今年の春の資料を見ているのですけれども、参加校が昨年の秋は市内小学校 9 校で、市内中学校が 4 校だったものが、今年の春に関しては、市内小学校が 18 校、そして市内中学校が 10 校ということで参加していきまして、この資料を見る限りでは全校の参加がないようでありますけれども、まず、このチャレンジテストの概要、内容というもの、そしてもう一方、全校的にこういうものに参加する方向があるのかなのかということについて尋ねたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

チャレンジテストについてでございますが、委員がお話しになりましたように、道教委が設定した期間内に、参加校が朝自習だとか授業だとか、そういう時間を活用しまして実施するものであります。その問題につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査での正答率が低い問題、その問題の類似問題などを使って道教委が作成した問題を実施しております。

参加の動向についてでございますが、チャレンジテストにつきましては、平成 22 年の 11 月から実施されております。本市の小・中学校については、当初から参加をしております。今年につきましては、5 月と 11 月に実施をされております。11 月の分につきましては、すべての小・中学校で参加をしているところという状況でございます。

○上野委員

今、全校で取り組まれているということで、大変すばらしいことだと思います。それで、このチャレンジテストというのは、今聞いたところによりますと、要するに学力テストに出た問題、類似問題で再度テストを行うという形で、テストを行った結果、これは各学校単位で結果を、結果というか採点等をされているのですか、それとも何かどこか別なところで採点とか、そういう取組とかをされるものなのか尋ねたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

結果の集計についてでございますが、参加校につきましては、それぞれ自分の学校で採点を行っております。そして、道教委に自校で集計されたものを報告するという形で、道教委が平均正答率等を算出して、ウェブページに掲載していると流れになっていますので、自分の学校の状況につきましては、自己採点をしておりますので把握が

できるということで、それぞれ全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえまして、それぞれの学校の中の授業改善等に生かしているということでございます。

○上野委員

今、学校独自で採点されるということでしたので、それは結構だと思うのですが、第3回定例会でも質問しましたが、学力・学習状況調査の公表についても、今後、年が明けたら、前回よりもわかる形での公表がされるということでしたけれども、この学力・学習状況テストと関連して、このチャレンジテストが行われるわけです。学校ごとで、当然自分の学校のことはわかるのですけれども、それを例えば市教委等の中で、各学校で検証したり、何かの形で公表するようなことはないのでしょうか。あくまで各学校単位だけで検証だけするものなのかということについて、お聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

チャレンジテストの結果の活用についての御質問でございますが、現時点ではチャレンジテストの各学校の状況について、市教委で集約しているという状況ではございません。ただ、各学校ではそれぞれ学力向上の取組をいろいろやっておりますが、それを、先ほども申しましたけれども、全国学力・学習状況調査の状況、できなかった、正答率が低かった問題、それについてもう一回子供たちにやらせてみるというような取組を通して、学力向上の機運が高まるというような効果があるというふうに考えております。

○上野委員

それでは、今、申し上げましたけれども、各学校単位はそうなのですが、もし今後、できることなら、それを市教委の中で集計して、各学校だけがそこで底上げだけでなく、小樽市全体として学力向上の底上げに役立てるようなシステムづくりとか、協議する場ができますことを提案させていただきたいと思います。この点についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室長

ただいまの御質問ですけれども、このチャレンジテストにつきましては、実施が例えば家庭学習でやったり、朝自習でやったり、やる機会が非常にばらばらなものですから、また参加人数もそれぞれ全校でやっていますけれども違っていたり、ある意味、一斉に何かをやるという形ではございませんで、何とか家庭学習の習慣をつけるということにも結びつけるという中身でございますので、全国学力・学習状況調査とは違った観点で取り組んでいるものでございます。

ただ、御指摘のように、学力向上というのはこれまでも何度も委員からも御指摘されておりますので、これを一つの契機にして取り組んでいきたいというふうには思っております。

○上野委員

私に認識違いのところがありました。学力向上に向けてもっと取り組んでいただくことを念じております。

◎ティーム・ティーチングについて

次に、ティーム・ティーチングについて尋ねたいと思います。

本定例会の一般質問の中でも、ティーム・ティーチングについて少し御答弁がありましたけれども、現在、小樽市の中で行われているティーム・ティーチングの内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

ティーム・ティーチング等の活用についてでございますが、市内の各小・中学校では、確かな学力の育成の観点から、積極的に加配の増員を受け、教科につきましては、算数、数学、それから英語、外国語活動等が中心になりますが、ティーム・ティーチング等を活用しております。

活用の状況でございますが、先生が教室に2人入って授業をするというティーム・ティーチング、そのほか学習の習熟の程度に分かれて指導する習熟度別の学習などに活用しております。

また、指導方法工夫改善の教員加配のほか、退職人材の活用事業というのがございまして、外部人材を活用して、外国語活動や、それからティーム・ティーチングはもちろんのこと、放課後の学習のサポート等に活用している学校がございます。

○上野委員

それでは、今のティーム・ティーチングについては、市内の学校は全校同様な割合で加配をしているのでしょうか。それとも学校で多少違ったりはしているのかどうか、お聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

加配の状況でございますが、基本的に各学校のほうで希望、手を挙げるということから始まっております。それで、道教委でヒアリング等がございまして、それを経て正式に加配されるということになっております。

この事業につきましては、小学校で 11 校、それから中学校では 9 校、20 校がその指導方法の工夫・改善という部分で T T の加配等を受けて、T T 等を活用しております。その他、先ほども話しましたが、外部人材の活用ということで、これはまた別な加配で、退職人材等を活用した加配でございますが、これについては、小学校で 18 校、それから中学校で 6 校、全部で、24 校で活用しております。

○上野委員

今の状況で言いますと、基本的には手を挙げてという形になるのですが、例えば先ほど申し上げました学力・学習状況調査の市内の成績については、当然いろいろばらつきがあるのですが、例えば成績の低いところに、市教委としてもこういう加配を考えてはどうかというような助言等はしているのでしょうか。

○（教育）指導室長

平成 23 年度の加配につきましては、ただいま主幹から説明があったとおり、T T と退職人材というのがありますけれども、実際にその二つが配置されていない学校が、23 年度で小・中合わせて 11 校ございます。この学校につきましては、今年度の加配、また来年度に向けて加配というものの希望をとっておりますので、その中で学校の課題を踏まえてさまざま指導・助言させていただきまして、学校の実態がございましたけれども、何とか加配に取り組んでいただけるよう、こちらからいろいろ働きかけているところでございます。

○上野委員

予算等も限られているいろいろあると思いますけれども、私の時代にそういう 2 人、補助教諭がいるなんていう事例はなかったのですが、ぜひともより手厚い教育のために、いろいろな側面から、こういうようなティーム・ティーチングの制度を活用させていただくことを願います。

◎ゲストティーチャーについて

次に、ゲストティーチャーについて尋ねたいと思うのですが、札幌市等では、一般の教職員ではない人、免状を持っていない方でいろいろなところで活躍されている方を、総合学習の時間等に学校に招いて、例えば札幌でしたら Kitara の楽器を弾く方を招いて授業をしたりしているのですが、小樽市の学校教育の中で、そういう一般の社会人の方を学校に招いて、そういうような講師という形で授業をするようなことというのはあるのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

ゲストティーチャーの活用についての御質問でございますが、ゲストティーチャーなど地域人材の活用の状況でございますけれども、市内のすべての学校で、そういったさまざまな教育活動で活用しているところでございます。

中身を申し上げますと、今、委員からお話がありました市内で言いますと、例えば総合博物館の学芸員が天文教室という形で、実際に望遠鏡で子供たちが夜に星空を見るというような学習をしているということも数校ございます。また、ふるさと教育の観点ということで、陶芸家の方を招いての陶芸教室、それから能楽体験ということで能楽堂の活用、能楽体験なども行っている学校もございます。また、中学校が中心ですが、キャリア教育というこ

とで、職人の方々がたくさん小樽にいらっしゃるといふ非常に恵まれた環境でございますので、小樽職人義塾大学校などとも連携しながら、それぞれ来ていただきながら、実際に中学生が職業を体験するという、また講話をする、お話をさせていただくというようなことをやっております。

教育活動におきます地域人材の活用につきましては、年々増加している傾向でございます。地域の専門家から直接指導を受けるということで、学習への興味関心がますます高まるという、非常に学習効果が高まるというふうに学校からも報告をいただいているところであります。

○上野委員

年々増加中ということで、大変素晴らしいことだと思います。

先般、総務常任委員会で金沢市の教育について視察させていただきました。小学校 1 年生から 6 年生まで、すべてに金沢の教材あるいは文化伝統などを用いて、学校教育のプログラムがなされておりました。

小樽市も、文化もあります、歴史もあります。ただ、そういうものに触れる機会が、たぶん子供にとって少ないような気がします。今おっしゃってくださったように、小樽のそういう文化、歴史など、例えば今、観光ガイドをされている方などを何かの機会に招いて小樽の歴史を学んでいただく中で、郷土を愛する心が小学生にはぐくまればとも思っております。学力向上とともに、また小樽の郷土をはぐくむ面からも、こういうゲストティーチャーを活用すること、教員だけではなくて、外部の人間を招くということは、学校の活性化にもたぶん私はなると思うのです。増加していくことは大変いいことでございますし、ぜひ今後とも続けていただければありがたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

報告をいただいた件から何点か質問させていただきます。

◎並行在来線の経営分離について

初めに、新幹線札幌延進に関連して 1 点だけ伺いたいのですが、さきの総務常任委員会の中でも、公明党としても、これまで北海道新幹線につきましては、誘致に向け積極的に活動してきましたし、先日逝去されました公明党の冬柴元国土交通大臣も新小樽駅の建設予定地まで来て、山田前市長も御出席の下、当時のグランドホテルの中でも経済界の方や、また後志地方の各議員の方にも集まっていたいて、いろいろと話を進めてきた過程があります。

その辺も踏まえながら 1 点だけ伺いたいのですが、今日の北海道新聞の中にも、余市町の並行在来線の件につきましても、商工会議所からもいろいろと要請があったようですけれども、北海道に対して小樽市は経営分離に同意するという返事をされたというお話でしたけれども、今後の進め方については、どのようなスケジュールでどういう活動を行っていくのかについて、1 点だけお知らせいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今お話がありました同意につきましては、一応今日同意するという話をしましたが、16 日の議会終了後に回答す

るということになっていますので、回答だけは 16 日ということになっています。

また、今後の活動等につきましては、今、小樽では、市長が会長をやっております北海道新幹線後志小樽期成会がありまして、ここでは春と秋に要望を行っています。また、後志総合開発期成会でも春に要望を行っているわけなのですが、いよいよ大詰めになってまいりましたので、知事が会長になっております北海道新幹線建設促進期成会、あるいは札幌市長が中心となって沿線自治体の駅で、9 市町でつくっているのですけれども、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会というものがございまして、こういったところでさらに要望等を強化していくと思われまますので、そういった話があれば、市長も積極的に参加して要望していきたいと考えています。

○秋元委員

引き続きよろしくお願いたします。

◎教職員の勤務実態調査について

続きまして、一般質問で質問させていただきました教職員の勤務実態調査について、本当はいろいろと数字についても聞きたいことはあるのですけれども、細かいことは聞きません。ただ、今回この主題といたしますか、教職員の職務専念義務が遵守されていなかったものという報告がされていまして、予算特別委員会の中でも話しましたが、非常に残念に思っておりますし、実は今回この質問に至る経緯といたしますか、過去からさかのぼって、私が議員になってから、いろいろと教職員の方についての相談が結構あるのです。実は取り上げてきませんでしたし、あまり表立っていないと思うのですけれども、いろいろな相談を受けました。中には授業中に、例えば自公政権のときの政策について、教員がいろいろと批判をする。また、政権がかわって、現政権の政策について、いろいろと擁護するような発言をするということで、保護者としては教員が片方の、どっちがいいということではないですけれども、やはり中立に立った意見を言ってほしいという中で、ひどいのは学校で配られるプリントの中に、そういう政治的な記載があるものもあり、実際私も見せてもらいました。ただ、なぜ表に出ないかということ、その方たちはやはり自分の子供が教えてもらっているのになかなか言いにくいですし、せっかく雰囲気的にうまくいっているクラスがそのことで壊れてしまうようなことはしたくないということで、表に出さないでほしいということなのです。でも、そういう相談は何件もありました。

それで、2009 年の衆議院選挙以降に、先ほど教育長も言うておりましたけれども、政治資金規正法の問題に端を発して今回このような一連の調査がされていく中で、先ほども言いましたけれども、教職員の方が職務に専念する義務があるにもかかわらず、遵守されていなかったという結果が出たということで、これの是正といたしますか、しっかりしていただきたいと思えます。特にイとウについては予算特別委員会でも、この結果を保護者に対しても報告していくということでしたけれども、私が非常に感じるのは、理由はともあれ著しく保護者や生徒の信用を失う行為になるのではないかというふうに心配しているのですけれども、イ、ウ、特にこの辺については、原因についてどう感じられていらっしゃいますか。

○教育部長

今回の検査の結果の中で、イとウという資料に基づいてお話がございました。イについては先ほど話をしていますが、機械警備の関係でございまして。ウについては校外研修の実態という部分でございまして。機械警備については勤務時間の始まりと終わりの解釈を誤って、早出をしたから早帰りというような形になってしまったという部分が実態としてございました。それから、校外研修についても、本来は計画に基づいて研修をすべき場所、そこではないところで、結果としてその研修の実態が不明になってしまったというようなことでございました。その辺のところは、正直に申しまして、そういうところで教職員のサービスに対する考えの甘さがあったといたしますか、このぐらいは許容範囲ではないかというような甘さがあったのではないかというふうに思っております。

もとより教育公務員は全体の奉仕者としての位置づけも十分あるわけでございますから、そういう中で規範意識の高揚については改めて指導するとともに、先ほど教育長が話しましたように、それについて教育委員会としても

問題意識を共有して、今後そういうことが起きないように指導に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

今後、これから調査等も進んでいくと思うのですが、新たにこういうケースが出ないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

◎安定沃素剤について

初めに、先ほど来質問がありますけれども、本年第 3 回定例会で陳情が出されておりました、それについて質問させていただきたいのですが、安定沃素剤についてでありますけれども、安定沃素剤というのは調べますと、40 歳未満の方が服用するものであって、40 歳以上の方が飲んでもあまり効果がないということで、まず 40 歳未満の方の人数と、陳情には子供たちということなのですから、例えば乳幼児ですとか、小学生、中学生で服用するものと、服用する例えば粒ですか、玉ですか、数も違うということなのですから、この辺をどのように押さえていますでしょうか。

また、40 歳以上でも、仮に妊娠されている方は服用することが勧められていますけれども、この辺の数というのは押さえていますか。

○総務部参事

今、安定沃素剤の関係で幾つか御質問がありましたけれども、40 歳未満の方の人数で今押さえているのは、11 月未現在の住民基本台帳から 4 万 3,177 人となっております。それと、先ほどおっしゃったゼロ歳から 15 歳の人数については、1 万 3,820 人というふうに今押さえておりました、それと妊婦の数なのですから、これは今のところつかんでございません。ただ、いろいろな安定沃素剤の種類がございます、錠剤、それと乳幼児は、ゼロ歳から 7 歳を一つの目安として、粉末剤というようなものを服用すると。それは現在の泊原発周辺の 4 か町村も含めた計画の中で、そのようなことで位置づけられるということで確認してございます。

○秋元委員

安定沃素剤を備蓄するとした場合、予算の試算というのはされていますか、おおよそで構わないのですけれども。

○総務部参事

なかなか値段をつかむのに苦労したのですけれども、今の周辺 4 か町村で用意しているものを参考にいたしますと、1,000 錠で約 6,000 円というようなことになってございます。それで、先ほど言った 39 歳までの人数は 5 万 6,997 人、大体 5 万 7,000 人ですか。それを一つの目安とすると、錠剤の量によっても違うのですけれども、1 回の服用に 2 錠というような計算をしますと大体 61 万 4,000 円程度が目安になるのではないかと考えております。

○秋元委員

私が調べましたら、小学生は 1 錠でいいということで、中学生以上が 2 錠になるということだったので、乳幼児から小学校に上がるぐらいまでは、内服液のほうが有効なのではないかという話が載っていたのですが、今回の陳情でも、安価なのでぜひ常備していただきたいということでありました。

ただ、いろいろな市町村を調べますと、各家庭に配布されているところもありますし、学校のような施設で備蓄されているところもありますし、先ほど予算の試算を聞きましたけれども、金額的にもこれは十分可能な額だと思いますし、ただ各家庭に配布するのかどうかという部分では、まだ検討する余地があるかと思っておりますけれども、この辺については検討はされているのでしょうか。

○総務部参事

服用の方法については、先ほど小貫委員にも答弁したのですけれども、今国から相当服用方法について、これには副作用もあるものですから、必ず医師あるいは自治体に指定された人の指示の下に行うということがまず一つございます。ただ原発の災害以外にも、東日本大大震災のそういったものをいろいろ踏まえまして、先ほど総務部長も話しましたが、いろいろな防災関連の資機材や、ソフト面のものもろもろも含めて、予算上これから相当考え

ていかなければならないものですから、新年度予算の中も含めて優先的に何をしていくか、そういうものを含めて検討させてまいりたいと思っております。

○秋元委員

まず、安定沃素剤については、放射線が飛散した場合に非常に有効だというふうに言われていますので、先ほども言いましたけれども、どのように配布するのかという課題はありますが、ぜひ早急に結論を出していただきたいというふうに思います。

それで、服用してから避難までの認識といいますか、この辺というのはどのように考えられているのでしょうか。

○総務部参事

この服用は 24 時間を超えたら効果がないと言われてしますので、まずは 24 時間以内に服用させて、それ以降については、まず避難させるということが前提ということと言われてしますので、私どももそのようなことを考えております。

○秋元委員

◎避難場所について

それで、避難ということで先ほども話がありましたけれども、今後、防災計画の中に、そういう学校なりの建物が当然避難場所に指定されていると思いますけれども、例えば土砂災害や地震などの状況によっては、避難場所を変えるというお話もありましたけれども、その辺、何か原子力の災害のときに、対応というのは考えているのですか。

○総務部参事

やはり放射線の度合いに応じて、まず一つには屋内退避ということ言われていますが、先ほど言われたように、コンクリート製の建物にまず逃げ込んで、それで遮断するというのが一つの方法になります。それと、これも今、道の有識者検討会議の中でもいろいろ議論されており、国へもいろいろと意見を申し述べていくというような中においても、さらに広域避難等も含めて考えていかなければならないのかと思っております。ただ、いずれにしても、今までの 10 キロメートル圏内からかなり広範囲になりますので、そのあたりを相当いろいろな方面からも議論はしていかなければなかなか難しいものはありますけれども、今の段階では、そういうような何段階の避難も事前に私どももつかんでいきたいと、考えていきたいと思っております。

○秋元委員

避難場所についてはまた後から触れるのですけれども、まずわかりました。

◎放射線測定器について

続きまして、陳情にも、各学校において放射線量を計測してほしい、これは先ほど来議論がありましたように、なかなかいろいろな考え方があると思っておりますけれども、先ほどのお話を聞いていますと、今後、測定器の数を増やすようなことも検討するということでしたが、第 3 回定例会で放射線量を計測する機械を購入するというお話を聞いて、現在第 4 回定例会になって、数も品薄なことからまだ手元にないという状況がある中で、もし今後増やすような考えがあるのであれば、早急に結論を出して、もちろん台数は何台になるのか、いろいろと議論はあるのでしょうかけれども、早めに動かないと、この測定器が不足している状況というのはしばらくの間続くと思うのです。であれば、1 台目は来て、今後例えば 5 台購入することになったけれども、来年度以降になるというような状況も考えられるのではないかと思うのですが、そういうことから考えれば、やはり早急に増やすのであれば増やすというような判断をして、予算措置もしていけないと思っておりますけれども、その辺はどのように考えますか。

○総務部参事

先ほども話しましたように、当面は 1 台で効率的に使っていききたいと思っておりますけれども、各省庁からそれぞれの関係部局にもいろいろな測定、大気中だけでなくその物質、それからそのほかのものに対してもというよう

な話も聞いておりますので、先ほどの話と同じになるのですが、いろいろなそういったハード面、それからソフト面の資機材も含めて、新年度予算の中でもそれ以降計画的にできるのか、そういったものも含めて検討してまいりたいと思っています。

○秋元委員

早急に結論を出していただきたいと思います。

それで、現在購入する予定の機材で、測定を始めて結果が出るまでの時間というのはどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○総務部参事

いろいろな方法があるのですけれども、たまたまこの 11 月に文部科学省から測定のマニュアルが出ておりますので、私どもも 11 月中にそういうものを入手しまして、その中で 1 回だけではだめなもので、地表から 1 メートルの位置で最低でも 5 回ぐらいはかって、その平均値をとったものをそこでの測定値にしろというような基本的な部分があるものですから、そういったマニュアルを参考にしながら行ってまいりたいと思っています。

○秋元委員

例えば 5 回はかって何分ぐらいかかるのですか。

○総務部参事

先ほど言ったように、例えば 1 回はかって 5 分ぐらいかかるとすると、やはり間隔をあけていくと 30 分から 40 分程度の中でおさまるのではないかと考えています。

○秋元委員

先ほど教育部長からも、学校でもいろいろと話し合っていきたいということでしたけれども、1 か所につき 30 分程度であれば、毎日全校を回るのは無理かもしれませんが、1 日何校かというような話も決め、保護者が安心できるのであれば学校を回り、当分の間 1 台ではかるという考え方もできると思うのです。その辺もやはりしっかりと今のうちからどのように計測して、どういうルート、順番で学校での計測なりをしていくのか。学校のほかにも計測しなければならない場所も出てくるのか、その辺も検討していかなければいけないと思うのですけれども、そういう議論はされていると思うのですが、一定の結論を出して進んでいく時期というのはどのぐらいを考えているのでしょうか。

○総務部参事

まず、実際に入らないうちはあれなのですけれども、その前にやはり教育部などとも十分話を詰めて、例えば北海道の場合も後志総合振興局に 1 台ありまして、そこではかって、そのほかに小樽市に月 1 回来てはかっているというようなケースもありますので、そのように 1 日じゅうそこでやるというわけでないものですから、できる限り有効に 1 台を活用していきたいと思っています。

○秋元委員

◎エリアメールの導入について

次に、第 2 回定例会や先日も話題になっていましたエリアメールの話なのですけれども、私が質問したときにも、ちょうどタイミングよく NTT ドコモの方からお話をいただいて、導入するというお話を伺いました。結構時期が延びておりますけれども、その理由といたしますか、現状をお示しいただけますか。

○（総務）杉本主幹

エリアメールの導入についてですけれども、実際 NTT ドコモからお話をいただきましてから、導入するための利用するときの条件を打ち合わせさせていただいていました。その中で時間がかかったものの一つとして、NTT のエリアメールセンター、これはエリアメールをコントロールするところなのですけれども、そこで例えば各自治体などが発信した情報を受け取る時に、特定の端末から来た情報しか受け付けないという、物すごいセキュリテ

イをかけないといけないことがあります。実際、そのセキュリティをどういった方法で小樽市においても適用していったらいいのかということで、そこの部分の検討が一番時間がかかったところです。

あとは実際導入するに当たって、ちょうど今の時期、エリアメールセンターに各市町村からの申込みが結構殺到しておりまして、実際 N T T 側の処理にも若干時間がかかっているというふうには聞いております。

○秋元委員

私は以前からテストも早めに行っていただきたいという話をしていましたけれども、テストの時期についてはどうでしょうか。

○（総務）杉本主幹

テストの時期についても、実際、開通時期に合わせて行ってはどうかということで、N T T と話をさせていただきました。ただ、先行で実際に導入した市町村で、テストの際に受信された一般ユーザーの方がびっくりして、それが苦情等につながったという事例を聞いておりますので、また、道内で例えばこのテストをそういったことから行わないとした都市と、限定された携帯端末で受信可能な形での受信テストをしたというところがありますので、本市においてもこういった例を参考にしながら、テストの方法については検討したいというふうに考えています。

○秋元委員

わかりました。よろしくお願いします。

◎被災者支援システムについて

次に、これも以前からお願いしております被災者支援システムの現状について、どのように進んでいるのかお示してください。

○（総務）杉本主幹

被災者支援システムにつきましては、実際、防災担当内にあるサーバを仮に設けまして、そのサーバと端末機との接続を仮に行いまして、今実際はそのサーバを動作させるために、ダミーのデータを端末機からサーバに送って、それを入力、更新等、操作に問題がないかどうか確認しているところでございます。

○秋元委員

それで、以前伺ったときに、各避難所と回線を結ぶというようなお話をされていたかと思うのですが、本来であれば、いち早くシステムを構築できることが一番望ましいと思うのですが、全避難所となると、これは莫大な時間と費用もかかると思うのです。そういう部分ではまずは本庁だけでも動かして、どういう状況にあるのか、問題があるのかというのを整えながら、ほかの避難所におけるそういうシステムの構築について検討したほうがいいのかなのかというのをも、したほうがいいと思うのです。私は決して全避難所にそのシステムがなければならぬとは思わないのですが、その辺についてどういうふうに感じていますか。

○（総務）杉本主幹

委員がおっしゃるように、全避難所に各端末を置いて、それを全部ネットワーク化するというのは当然時間もお金もかかります。まずは、システム自体をこの本庁内に置いて、操作可能な状態にするというのがやはり第一段階だと思いますので、そこの部分の作業を第一に進めたいと考えています。

○秋元委員

今、実際稼働できるような時期というのは、いつぐらいをめどに考えていますか。

○（総務）杉本主幹

今あるサーバで動作上問題がなければ、実際に本番さながらのデータを仮に入力、更新させて動作させるという段階だと思います。早ければ、大体来年度の前半の時期には、サーバとの動作の確認ができるのではないかとこのように考えております。

○秋元委員

わかりました。基礎的なことなのですけれども、これはたしか 4.0 ぐらいにバージョンアップされていると思ったのですが、これはもう済んでいるのですか。

○（総務）杉本主幹

セットアップした以降のバージョンアップのバージョンの数字については、まだ確認しておりません。

○秋元委員

たぶんその状態だとバージョンアップされていないと思いますので、ぜひバージョンアップしていただきたいと思います。

◎地域防災計画の変更点について

次に、9月、10月ごろですか、地域防災計画の変更点がございまして、資料もいただきました。その中で、小樽市の避難所に指定されている施設の中で、学校以外の例えば総合体育館ですとか、そういうところに限って開設職員の指定ですとか備蓄食料、防災用品がないという状況なのですけれども、この辺はどういう理由でそういう状況なのかお知らせいただけますか。

○（総務）杉本主幹

まず、避難所についてですけれども、市内の小・中学校を主要な避難所として位置づけまして、高等学校を大体それに次ぐ位置づけとしております。先ほどおっしゃられました備蓄品等につきましては、こういった比較的収容人数の大きい主要な避難所のほうから重点的に配備しております。

○秋元委員

では、今後、備蓄食料ですとか防災用品を備える予定があるのかと、開設職員の方がいない理由というのをもう一度聞かせていただけますか。

○（総務）杉本主幹

学校以外の各施設につきましては、考え方といたしまして、主要避難所に対しまして、必要に応じて追加して開く避難所というふうに考えております。それで、開設職員のないという部分については、それぞれの管理者又は職員に連絡をとって、避難所を開設してもらおうというふうになっております。

○秋元委員

ちょっとそうなのかというふうに思うのですが、でも例えば市民は、災害があったときに総合体育館が現時点で避難所になっていないというのはなかなかわからないと思うのです。また、市民センターなども指定されていますけれども、これも要するに開設される方が指定されていないということですが、近所に住んでいる方は、災害があれば、そういう市の施設が当然避難所になるのではないかというイメージがきっとあると思うのです。でも、実際災害があって、行ってみたらあいていないという状況があったらまずいのではないかと思いますし、これは今後、改善するべきだと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

○総務部長

今、地域防災計画の中の避難所のことで御質問があるわけですが、東日本大震災が起きる前までは、言葉が適切ではないかもしれませんが、要は避難所という一つのくくりの中で雨風がしのげればいい、このくらいの感覚しかなかったと思うのです。ただ、今回の東日本大震災を受けますと、地震、それから津波、それから放射能、こういったものに対応する、こういった形の避難所がいいのかということを十分検討していかなければならないという状況になっているわけです。先ほど小貫委員の御質問にも答弁しましたが、今の私どもの地域防災計画というのは、これらの避難、先ほど言いました津波ですとか地震ですとか放射能に対して十分機能していけるような内容にはなっておりませんので、避難所の運営の仕方、あり方、それから備蓄品のあり方、運営の仕方、そういったものを今後少し時間をかけながら、地域防災計画をしっかりと見直していくことが必要なのではないか

というふうにと考えております。

○秋元委員

私は、まず備蓄品や防災用品については、若干時間がもしかしたらかかるのかもしれませんが、ただ避難所として開設できるような準備というのはいつでもしておかないと、もういつ災害があるかわからないわけですから、これは重要な部分だと思いますので、ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

なぜ私がこういう質問を今回したかという、実は先日、国会の委員会の中継を見ていて、ある国会議員がそこに来た理事者に、公務員宿舎の件でいろいろと議論しているときに、公務員宿舎の一つの理由は、例えば省庁ですとか、そういうところに早急に駆けつけられるからであるらしいですけれども、そこに住んでいる方がその日委員会に何人か出席していて、すぐ駆けつけなければならない人は手を挙げてくださいと言ったときに、わからない人がいたのです。

市職員も、人事異動でいろいろな課に移っていますけれども、たぶん管理職の方も、一般職の方も、いろいろな課に異動する中で、災害があったときに自分たちはどういう行動をすればいいのかというのを本当に皆さん承知しているのか少し疑問があるといえますか、これだけたくさんいる職場ですから、その辺の周知というのはどういふふうにされていますか。

○総務部参事

本当におっしゃるように大変重要なことだと思っています。今年 9 月に台風が来たときに私どもは災害対策本部をつくりまして、その際にそれぞれ地域防災計画の中に位置づけられている各部の対応も含めて、開設職員も含めて、改めてそういったそれぞれの職務について指示したのですけれども、これはそれだけで限らず、いろいろな場面で、先ほどの開設の話もそうなのですが、やはり大変重要なものであって、それから地域防災計画の見直しが広範囲に渡っていかなければならないと思っています。ただ、避難所の開設職員だけでなく、開設した後の運営についても、ある程度決めていかなければならないものですから、そういうものを含めて各部の担当者には、それぞれの担当の責任者が位置づけられておりますので、改めてまたそういったいろいろな場面で指示なりしていきたいと思っています。

○秋元委員

細かい話なのですが、重要な部分ですのでお願いしたいというのと、先ほどの避難所のところに戻りますが、名前が入っている方というのは、たぶん近くに住まわれている方だと思いますが、現在、開設者の名前が記載されていないところも、近くに住んでいる職員が何らかの開設の方法をとれると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎活断層の調査について

次に、今回これも陳情が提出されていますけれども、活断層の調査について、実は先日、北海道新聞の中でも、原子力安全保安院が原発から 30 キロメートル圏内で義務づけている活断層の調査を 30 キロメートル圏外でもするように指示をするという記事が載ってまして、また時を同じくして、今回陳情で活断層の調査をするべきだという内容のものが上がっておりますけれども、この辺の認識といえますか、何か小樽市で情報はありますか。

○総務部参事

確かに報道でもありましたけれども、一部研究機関で新たな知見というものが出来て、それに基づいて道も早急にそういった活断層について、さらに詳細について調査するように国に何か求めているという話も聞いております。ただ、小樽市に限っていえば、その調査に基づいて、市に例えば影響するようなものがあれば、それは別途対応していきたいというような情報だけは一つ聞いてございます。

○秋元委員

引き続き情報をぜひ集めていただきたいなと思います。

◎闘病記文庫について

それで、防災の質問につきましては終わりました、図書館の質問に移させていただきます。

今回、闘病記文庫ということで、闘病記の文庫をぜひ開設してほしいという質問をさせていただきました。御答弁の中で、闘病記は、現在、市立図書館に 200 冊所蔵しているということだったのですけれども、先日もまた改めて調べますと、38 冊が闘病という形で出てくるのですけれども、それ以外のものはヒットしないといえますか、闘病記というくくりの中で出てこないのですけれども、この辺はどういう理由があるのでしょうか。

○（教育）図書館長

図書館のホームページ上での蔵書検索のお問い合わせですけれども、著書 1 冊ごとに書誌データというのを持っております。その書誌データの中の三つの項目、書名、一般件名、内容細目に該当するキーワードが入力されていませんと、検索してもヒットしません。ですから、この三つの項目にその闘病記というデータが入力されていないからだと思います。

○秋元委員

今後、そのデータを集約する中で、ヒットするものもあるわけですから、そのほかの例えば 170 冊近くですか、そういうものというのは整理して検索できるようにはなっていくのでしょうか。

○（教育）図書館長

残りの百六十数冊を取り出して、1 冊ごとにデータを加えていけば可能ではありますが、この労力と効果を考えますと、闘病記だけを特定のテーマとしてするのはどうかという問題もあります。ただ、今後、市民にとって利用しやすい、あるいはわかりやすい検索方法は何かということにつきましては、検討していきたいと思っています。

○秋元委員

わかりました。特定の分野の貸出状況が今回わからないということだったのですけれども、簡易検索で闘病記と検索したら、38 冊出てくるのです。一番右端の項目のところに貸出という欄がありまして、貸し出されているところにずっとバツがついていまして、私数えましたら 10 冊借りられていたのですけれども、この貸出しという概念は、当然貸し出しているという理解でいいのでしょうか。もし違うのであれば、そういう貸出状況がわかるようなシステムに現在はなっていないのか、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）図書館長

検索画面の右端のマル・バツでございますけれども、マルは貸出しが可能だということです。バツは貸出中か、あるいは貸出禁止の本のどちらかについております。

○秋元委員

細かい話なのですが、分類別検索の中で、医療というジャンルを入れてほしいという話をさせていただいたので、医療というジャンルを探すことも結構大変でして、今回教えていただいてわかったのですが、4 番目ぐらいにあるということだったのですけれども、なかなかこの医療というところに行き着かないものですから、そういう不便さといえますか、そういうものの改善というのは今後できるのでしょうか。システムを変えなければできないのか、それとも現在のシステムを調整することによってできるものなのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）図書館長

分類参照検索についてでございますけれども、確かに今の方法では、ある程度その分類について知らないとなかなか絞り込んでいけない状況にありますので、分類参照検索の画面に第 2 次区分、いわゆる 10 分類の 2 けた、要するに 100 項目の分類表をホームページ上に張りつけることができないかどうかを検討し、もしできるのであれば実施したいと思っています。

○秋元委員

先日も話しましたが、私もインターネットを使ってブログをやらせていただいている、闘病記文庫という検索キーワードで実はたくさん検索して、私のブログを見ている方がいらっしたのです。そういうことを考えれば、今後システムを変えていく中で、市民がどういう本を検索されているのか、こういう情報をしっかりつかむことが大事だと思います。これからシステムを変える中で、ぜひこういう重要な点を押さえていただきたいと思います。

最後に、今日は陳情の部分も質問させていただきましたけれども、まずは防災についてしっかり取組を前へ進めていただきますようお願いして、質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎給食用食器について

まず、新・学校給食共同調理場整備方針について先ほど御説明がありましたけれども、基本的な部分については、既に第3回定例会で予算も可決されているということで、私どもとしても賛成したのですが、今、米飯用食器は強化磁器からPEN食器に変更する方針ということで、これはいろいろな議員から、第3回定例会や本定例会でも意見がたくさん出されているところでもあります。私もいろいろと道内、あるいは全国的な状況を見て、強化磁器の食器というのは、まだPEN食器よりも多いというデータがあるようですけれども、あえてPEN食器を採用するメリットというのはどういう御判断の下にされているのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

今回の整備方針にも記載させていただいておりますけれども、食器の材質の安全性、食器としての使いやすさ、食器としての耐久性、調理場での作業効率、学校での扱いやすさと申しますか、そういう面、それからまた経済性などを総体的に検討し、PEN食器を導入することが適切であると考えたものでございます。

○林下委員

その部分については資料にも載っておりますからわかるのですが、PEN食器というのは、実は耐用年数を考慮すると決して安いということも言えないというふうに言われています。それで、小樽市の場合、この耐用年数はどのくらいの基準で考えておられるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

PEN食器の耐用年数でありますけれども、道内の使用例などを見ますと、千歳市では8年ほど使用し、更新したという例も聞いております。また、メーカーにおきましては8年使用品の検査なども行っており、特に問題となる結果ではないものであります。また、北九州市などほかの自治体においても、平成14年度から毎年そういう検査を実施するなどしており、同様に問題はないというふうになっております。相当の耐用年数はあるものと考えておりますけれども、こうした他市の例なども参考としながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○林下委員

私たちが会派として同規模の自治体の例なども勉強させていただくために、豊川市へ視察に行つてまいりました。実は皆さんが御承知のとおり、この地域は特に瀬戸物の産地ですから、私もこの産地としての思い入れというものも相当強いところなのだろうというふうに思つて行つたのですが、豊川市教育委員会の担当者の御説明では、現在は強化磁器を使っているのだけれども、議会からランニングコストが高いのではないかという指摘を受けて、やむを得ずPEN食器に切り替えることにしたということで非常にびっくりしたのです。そういった意味で、小樽の場合と議会の質疑や、あるいはランニングコスト、耐用年数ということが今お話でありましたが、豊川市の場合、

5 年程度使った食器をサンプルとして見せていただきましたけれども、もう既に色が変わっている状況でした。それで、豊川市としては、まだこれからの部分もありますけれども、コスト的に判断が非常に難しいという考え方を持っておられました。

小樽市は、議会で強化磁器を使えという声は多いのですけれども、それでも P E N 食器のメリットのほうが大きいという理事者の御説明でして、そういった議論の経過なども踏まえても、教育委員会としての判断に変わりはないという理解でよろしいですか。

○（教育）学校給食課長

私どもも、先ほど千歳市の例を申し上げましたけれども、そのほか函館市等でも使用されておりますので、食器の状況については確認しております。ただ、委員が御指摘のような著しい黄ばみといますか、そこまでの状態は見られないというふうに聞いております。

また、総体としての考え方に変更はないのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、さまざまな観点から検討し、総合的に P E N 食器が望ましいというふうに思っておりますので、変更はございません。

○林下委員

P E N 食器の採用に変更はないということで、これは調理場の建設の工事とも密接不可分の条件だと思いますから、非常に判断が難しいのだらうと思いますけれども、第 3 回定例会の議論の中でも、現在、使用している強化磁器はあえて廃棄はしないのだと、当面は P E N 食器と混在して使うというような説明があったと思うのですが、洗浄機器の設備は互換性があるものが採用されるという理解でいいのか、確認をしたいと思います。

○（教育）学校給食課長

特に食器洗浄機においては、例えば P E N などの合成樹脂専用でありますとか、磁器食器専用でありますとか、そういう違いはございません。ただ、食器の形状や大きさがありますので、あらかじめそういうものに対応するように内部の仕様などを定めておく必要はございます。

○林下委員

◎給食の食材にかかわる検査機器の購入について

次に、実は昨日の予算特別委員会の中でも、学校給食の食材に対する放射線量の検査体制を強化するというところで、議論の中では産地のチェックを厳正にしているというふうに御答弁があったように確認しておりますけれども、最近再び食品に対する放射性物質の汚染というのが明らかになりまして、福島県産の米でありますとか、埼玉県春日部市の工場で生産された粉ミルクからもセシウムが検出をされた。これは国の食品に対する検査の甘さというのがマスコミからも非常に厳しく指摘されておりますし、しかもミルクは当然放射能汚染の最も影響を受けやすい乳幼児用ですから、基準値は下回っているといえども、親の心配というのは相当深刻なものであることは言うまでもないと思います。

しかも、当然企業としても厳重な品質管理をしているはずの大手メーカーの製品にもかかわらず、このチェックの網の目をくぐって、今回民間の N P O 団体の簡易検査で指摘されたということで、国民にも大変驚愕が広がっているし、反響も当然だと私は思います。

そこで、倶知安町では、先ほども御質問がありましたように、学校給食用の食材の放射線量を測定する機器を購入すると先般新聞で報道されており、購入費は 315 万円で補正予算に計上されたと報道されております。来年 3 月に導入して、小・中学校 7 校、三つの保育所の食材を検査するというふうに載っていました。札幌市も同じ給食用の食材の検査を既に民間に委託して、今月から実施しているというふうに言われています。

私は以前に同じ趣旨で質問をいたしました経緯がありますけれども、そのときの御答弁は機器の購入費が非常に高価だと、しかも品薄で購入するのは難しいというふうに記憶しておりますが、以降、こうした倶知安町の事例な

ども見ますと、検査機器も相当安価に求めることができるようになったということでもありますから、子供の安全・安心というものを守るためには、この 315 万円という金額は決して高価なものではないと思いますし、まだいろいろな機種も出回っているというふうに報道されておりますから、小樽市もぜひ購入の検討をすべき時期だというふうに思うのですけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○（教育）学校給食課長

給食の食材にかかわる検査機器の購入についてでございますけれども、現在、食品の規制値につきましては、厚生労働省が見直しを検討しているというふうに聞いております。

また、先ほどの御質問等でも、国の補助の動向でございますとか、それから各県単位で補助をするというような内容も示されておりますけれども、今後の道としての考え方、それから自治体で検査を始められているところが出てきておりますが、そうした動向などの情報収集に引き続き努めてまいりたいと思います。また、そうした内容をよく見極めていきたいと考えているところでございます。

○林下委員

実際、例えば E P Z だとか、いろいろな関係も含めて国の情勢も変わってくるということも十分理解はできるのですけれども、特に今の時期はどうしても北海道産の食材が求めにくくなってくるというような事情もあって、非常に関心が高いというふうに思います。それで、もちろん産地の厳選ということも努力されているというお話ですけれども、機器の購入については前向きに今から準備をしなければ、なかなかいざ本当に買いたいというときに手に入らないような状況になることも想定されますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○教育部長

やはり学校給食については、安全・安心というのが大命題であります。と同時に、おいしい給食の提供、そういったこともあります。今回の放射能に対する検査体制につきましては、昨日も答弁申し上げているのですけれども、やはり産地での検査体制の充実というのをまず十分図っていただきたいという思いがございまして。そういった前提で産地での情報をしっかりと的確に把握をして、それが食材の中に入らないような、ある意味、水際作戦といえますか、そういったもので現在対応してございます。

今後につきましては、昨日の答弁の繰り返しになりますけれども、道をはじめとした他の自治体の動向なども注目をしながら、情勢を見極めてまいりたいというふうに考えております。

○林下委員

市の考え方というのは、理解はできるのですけれども、例えば米にしても、予想もしなかったところから汚染米が出たとか、想定外のところに、例えば東京の都心でも非常に濃縮された放射能が測定をされるとか、今まで想定のできなかったいろいろなことが起きつつあるということが最近言われています。例えば食品に限らず、車についても、福島から車がどんどん消えていっていると。それがどこへ行っているのか、はっきりつかめないというようなことも報道されています。

そういった意味で、例えば米についても、実はまざる可能性はないのかという不安が市民の間に広がっているということですから、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。答弁は要りません。

◎教職員の勤務実態調査について

それで次に、先ほど御説明がありました会計検査院からの不適切な給与支払の指摘に対する市教委の調査結果ということで報告をいただきました。教育長からもあえて御答弁していただきましたけれども、私もこうした指摘は大変残念だし、大変遺憾なことだと思います。違法な事実があれば、いろいろな厳正な措置がとられるということが必要だと思います。

ただ、このたびの報告を聞いて、調査の結果、該当する職員というのは全体のどの程度の割合になったのか、そ

のパーセンテージを聞きたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今回行われた調査につきましては、市内 41 校中 14 校が対象ということでございます。それで、今回 1 の「教職員の職務専念義務が遵守されていなかったもの」ということの給与返納事由も、アからエという形で 4 項目に分かれておりますので、一概に全体の割合ということではちょっとはかれないかとは思いますが、仮に平成 22 年度末の職員数は 679 人いまして、この中で今回アからエをすべて足しまして、これは 28 人、それに給与の減額をされなかった者も含めると、すべてで 42 人という形になりますので、この人数も延べ人数になりますけれども、679 人に対する人数が 45 人というふうに考えますと、6.6 パーセントという形になろうかと思えます。

○教育部長

ただいま単純に割り算をしたら、そういうふうな数値になるというだけのものでございます。これは六百数十人が毎年人事異動などで、小樽市内での異動だけではなくて、後志管内からの異動もございまして。そういう形で分母を何人にするか、何人になるか、それから今回の調査年次が平成 18 年度から 21 年度と複数年にわたっているというようなこともございまして、それから先ほどの資料で言えば現任校、現在赴任している学校、それから原因校、そういったとらえ方もございまして、数字自体が相当複雑にふくそうしているということもございまして。そういう意味で、それぞれの割合というものを積み上げて数字を出すというような作業は行ってございません。

○林下委員

今回、いろいろ指摘を受けた教職員が 6.6 パーセントいるということで理解をいたしましたけれども、私は率直に言って組合とのかかわりも全くありませんし、ただ子供を育てて教育をして、そういった経験を踏まえて、また身内の教員の生活をいろいろ見えています。率直に言って仕事の内容が、先ほどいろいろな指摘がありましたけれども、私が見て知り得ている感じでは、例えば自宅へ仕事を持ち帰る、あるいは持ち込めない、IT 化による持ち出し禁止の関係で休日出勤をする、あるいはクラブ活動や父母との対応だということで、相当ハードな仕事をしているというふうに認識をしているわけでありまして。

それで、例えば一般の教員が勤務時間外に時間外勤務になっている、そういった調査はされていますか。

○（教育）学校教育課長

教職員の時間外勤務ということではなくて、時間外勤務の縮減という観点から、実際にどういったことをすると勤務時間が縮減できるかという項目の中では、そのような勤務時間外に勤務しているという実態について把握はしてございません。

○林下委員

私もここへ来る前にいろいろ調べてきたのですけれども、そもそも教員に超過勤務という概念がないということで、それで教職調整額の 4 パーセントというのは、時間外勤務時間に換算すれば大体どのぐらいというふうに目算されていますか。

○教育部長

そういう部分で、具体的に何時間に相当するかという資料を私どもは見たことがございませんので、答えることができません。

○林下委員

私もいろいろな資料を調べましたけれども、なかなかこれに該当するというものはない。つまり教職員というのは、時間外勤務をしても全く何の手当もなく、この調整額によって調整されているのだからいいのだという概念ですよね。そのようなことで、いろいろな研修制度が決められた経緯なども含めて、例えば自宅での研修制度は、そうした実態を反映した中で実際研修制度として定着をして今日まで来ていると思うのですけれども、今までなぜこのことが、会計検査院が指摘をするまで問題にならなかったのか、あるいは本当に教職員自体が時間外労働という

概念がないといえども、教職員からこういう制度は見直すべきではないかという声はなかったのでしょうか。

○教育部参事

まず、同じ公務員であっても、子ども市職員と、今、委員が言われる教職員の時間外勤務の概念というのが、全く違います。ただ、これは私なりの個人的な感覚かも知れないのですけれども、教職員と話をしていれば、例えば子供に何か問題があって夜その家に行かなければならないというときは、勤務時間外だから行くだとか、勤務時間外で行けないから行かないだとか、そのようなことではなくて、もう行かなければならないということで決めているという感覚があります。ですから、その意味では、教育現場にいる教職員からは、教職調整手当がいいか悪いか、時間外勤務手当がいいか悪いか、どちらがいいかというのは別にして、ここは時間外手当をよこせとか、調整手当をやめて全部時間外手当にしろとかいう議論というのは聞いたことはありません。

ただ、今回こういう結果で、いろいろな事情というのはあるのですけれども、仮に勤務時間が午後 5 時までだとしていたのに、警備がかかったのがそれより前の時間だったということで、会計検査院は指摘して返還命令をかけたわけです。これはもう事実なわけですから、これはこれとして受け止めながら、今後そういうことのないように対応します。先ほども言いましたけれども、このときは学校行事で朝早く出てきていたのだという実態も一部にはあるわけです。そうした場合、それはどういう事務処理をしたらいいのかということも、当然子ども教育委員会としては、任命権者ではないのですけれども、服務監督権は持っているわけですから、そういった部分の整理といたしますか、課題の整理はしていかなければならないと思っています。

ただ、現実には指摘されたのは事実です。勤務時間が終わる前に警備をかけたのは事実ですから、これはこのこととしてきちんと受け止めて、反省すべきところは反省していかなければならないと思っております。

○林下委員

私も少しレギュラーな質問をしたのかもしれませんが、正すべきものは正すという原点に立ち返れば、こういう制度的な面でもしっかり正すものがあるとなれば、やはりチャンスではないかと私は思っています。

恐らくは明日あたりはマスコミにも大きくその問題が取り上げられて、非常に大きな話題になるのだと思います。それで、当然私自身の経験からいっても、会計検査院というのはずっと指摘事項をやはりその部分では、例えば今回の場合を見ても、教職員全体の勤務というよりも、ピンポイント的にこうしたことがあるから、ここを調べろという感じでやってきている経過が非常に多いというふうに私は思っています。

それで、先ほど参事からもお話がありましたように、多くの職員がしっかりと使命感を持って一生懸命頑張っていると私も思っていますし、こういうことであまり萎縮をしないように、ぜひ教育委員会としても、しっかりとそういう面での現場のフォローというのもしていただきたいと私は思うのですけれども、いかがですか。

○教育長

先ほども鈴木委員に答弁いたしましたけれども、その中で、私は実は平成 20 年に一度、道教委を退職していますが、16 年度、17 年度、18 年度は例の協定書破棄のまさに真ただ中でございました。それから 3 年後にまた教育現場に復帰しましたが、率直に申し上げますと、当時から見れば、教職員の勤務時間に対する認識というのは確かに相当高まっています。高まっている中でこういう事態は、パーセンテージにすれば私自身も確かに低いと思います。ただ、低いながらもこういう現実がまだあるということについては、やはり真摯に受け止めなければならないと思います。そのことをもって教職員全体に広げるという気は全くありませんけれども、しかしわずかでもこういうことがあったということは、やはり厳粛に受け止めなければならない。確かに調整額 4 パーセントの議論は、逆の意味で 4 パーセント多く給料をもらいながら勤務時間にずっと帰っているという批判の中にはあるのです。足りないという議論ともらいすぎだという議論は、もう相当以前から拮抗してある議論で、このことには 4 パーセントの調整額についてあまり触れないということでたぶん来たのだらうと思います。

しかし、今少しこういう議論になったので、4 パーセントでは足りないという議論はまた少し違う次元の話だと

思います。それはまた別の議論、いわゆる教育委員会の給与制度という問題で議論すべきことだろうと思います。ただ、今はいわゆる服務ということで勤務時間をきちんと厳守するというのは、教育公務員としての基礎・基本の話です。そこを逸脱したということであれば、厳正にしかるべき対処をしなければならないとは思いますが、しかし、とは言いながら教職員の本当の一部だという認識を持っています。大多数の教職員はやはり一生懸命働いていらっしゃるって、子供たちのために本当に寝食を忘れて働く場合も相当数あるということは、私自身も認識をしています。そのこととは少し議論が違うかと思っています。

○林下委員

◎安定沃素剤の保管方法について

最後に、防災計画の中で、安定沃素剤の関係で先ほど来いろいろな議論がありましたけれども、いろいろな災害を想定して検討をしなければならないと。そこで保管方法も検討中だというふうな受け止めたのですが、24時間以内に服用しなければならないということで、例えばどこかに保管をしていて、24時間以内に配布が可能なのかというのがどうも少しひっかかったのですが、その点についての御認識はどうでしょうか。

○総務部参事

今、私どもが参考しているのは、現行の泊村周辺の4か町村の保管方法なのですが、それぞれの町村の中で1か所決めて、それからそのほかに岩内町の保健所に置いているというようなことがあるのですが、ただ、今、3.11の東日本大震災、それから原発の事故を踏まえて、いろいろな安定沃素剤の服用方法、それから保管方法について検討を加えるというような話がありますので、そういったものも見て、我々もこれから北海道の原子力防災計画の中にも含まれるのかも含めて見てまいりたいと思っています。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎資産の見直しについて

報告を聞いて1点だけお伺いしたいと思います。

財務4表の中で資料2の部分の資産の部の公共資産のところでは考え方を伺いたいのですが、ここには有形の固定資産と無形の固定資産という部分があります。特にこの無形の固定資産という部分は、電話加入権と書いていますが、実質、今、電話加入権に資産価値があるのかどうかというのが非常に気になるわけなのです。結局その見直しをしていないということは、有形の部分に関しても、当然今回連結で三セクの部分まで入ったということもあると思うのですが、そういった部分を含めて資産価値としての見直しというのを、どこかでいつか行わなければならないと思うのですが、この先もずっとこういった部分の電話加入権も含めて、資産として計上していくものなのでしょうか。そこだけ御説明いただけますか。

○（財政）財政課長

この公共資産の中の有形固定資産については先ほども説明しましたが、総務省方式改訂モデルの場合は、過去の建設費の積み上げをずっと使っています。実際の資産の評価というのをやっているのではなくて、過去の建設費を減価償却させていくというやり方でやっていますので、一応改訂モデルの場合はそういうのがルールになっていると。

もう一つの作成基準である基準モデルというのがあるのですが、基準モデルでいくと、本当の形で一つ一つ資産の評価をしていくというやり方になっています。当面小樽市の場合は総務省方式改訂モデルでやっていくということになっていますので、今までどおり毎年の減価償却と、それから新しく取得した建物や土地などについてはそれが上乗せされていくというやり方になっています。

○成田委員

◎コンプライアンス委員会について

職員倫理条例の原案に関して概要をいただいたのですが、ポイントだけお伺いしたいと思います。このフローチャートを見させていただきましたが、重要な点というのは、どうしてもコンプライアンス委員会というところが非常に大きな責任を負うところになると思うのですけれども、このコンプライアンス委員会について、一体どのような人選で行われるのかというのが非常に気になるわけです。当然ながら中立性というのを考えると、小樽の人ではないほうが良いという考えもあるし、逆に小樽のことをよく知らないとわからないので、小樽の人が入ったほうが良いという考えもあり、どちらともとれるわけで、この辺の人選という部分は一体どのように行われるのか、御説明いただけますでしょうか。

○総務部副参事

現在のことで話しますと、先ほど報告しましたとおり、この条例案につきましては今パブリックコメントを付けている段階でございます。議会にまだ提案している段階でもございませんので、詳しい話というのはこの場でできない状況にあります。ですけれども、基本的な考え方について話しますと、このコンプライアンス委員会につきましては、この委員会の性格からいいますと、今委員もおっしゃいましたけれども、公平性ですとか、あるいは公正性ですとか、中立性ですとか、こういったものがやはり求められるものだというふうに考えております。ですから、今ちょっと市外、市内というお話もございましたけれども、そういったバランスを十分勘案しまして、その上でどちらかに偏ったというようなことがないように、気をつけながら人選を進めたいというふうに考えてございます。

○成田委員

パブリックコメントをとっている途中ということもあって、全部は決定していないと思うのですが、もちろん人選もそうなのですが、このコンプライアンス委員会がいつ立ち上がって、実際回り始めるのだ、動き始めるのだという話が出てくると思うのです。これについて、コンプライアンス委員会を選定して立ち上げるという時期になると思うのですが、いつごろを予定されていますでしょうか。

○総務部副参事

今示している案の中にも書いてございますけれども、一応このコンプライアンス委員会につきましては、当然外部の委員といいますか、第三者から成る委員会ということで考えておりますので、そういったことで言いますと、私どもも推薦依頼を相手方にしまして、相手方から推薦してもらおうというような作業がございます。年度替りの4月をくぐりますので、お互いに異動時期ですとか、そういったものがございますので、すぐに4月にとというのはなかなか難しいかというふうに考えてございます。他都市の例などもいろいろ見ましたけれども、実際に条例が成立してそれが施行されるまでというのは、大体3か月から6か月ぐらいとっているところが多いようでございます。小樽市につきましても、できるものについては、倫理規程に今入っているようなものについては4月からということで考えておりますけれども、順調にいつ第1回定例会に提案して、そして4月から条例が施行できたとしても、外部の委員の関係というのはやはり相手方がありますので、それで7月1日からということで今は考えてございません。

○成田委員

職員の異動等もあるということも含めまして7月からということで、基本的な素案に関しては、非常によく明解、端的に書かれているものだというふうに評価できるものではないかと考えています。ぜひ今後の取組をよろしく願います。

◎PEN食器について

次に、PEN食器について伺います。

PEN食器について、他の会派からもいろいろ質問が出ているのですが、改めて総括しまして、各会派の給食食

器に対する考えというのはそれぞれどのように受け止めているか、お考えを聞かせていただけますか。

○（教育）学校給食課長

食器に関しまして、議会におきまして、それぞれ安全性でありますとか、コスト的な面でありますとか、それぞれの議員のお考えに基づく御質問を受けております。そうしたことで、私どもとしては安全性を前提としながら、方針でも記載しておりますが、そのほかの要素も含めまして総合的に判断をし、今回 P E N 食器の選定が望ましいということと考えているところでございます。

○成田委員

ほかの自民党や民主党など、大会派、いわゆる与党会派の中からもこれは一体どうなのだ、何とかならないのかというような意見が出てきている会派もありますよね。しっかりとこれを説明できているのかという部分が非常に気になるのです。これは P E N 食器に限った話ではないのです。

何が言いたいかという、小樽の教育は一体何がしたいのか、何を売りにしたいのか見えないということです。学力もあまり振るわない中で、いや、正直振るわない中で、例えばこういった食器について磁器を使うのだったら、感性を伸ばすといった部分で予算を使うというのが一つ方法としてあると思うし、自分は小樽に住んでいる児童・生徒というのは、感性が鋭い子が多いというふうに個人的には感じています。そのような中で、たかが P E N 食器一つですけれども、こういった形で感性を伸ばすのまで全部予算を削って行って、一体何を売りにして小樽は教育をやっていくのだと思います。これは P E N 食器だけではなくて、ほかのものもこうやって少しずつ下げていけば、それこそ効率性だけの教育になってしまうのではないかと思うのです。

私は今まで病院についてしつこくやってきましたけれども、何が言いたいかという、小樽は結局、病院の予算にお金を取られているから、教育予算が回っていないのです。教育予算を削られる部分がどうしても納得がいかないのです。そういった細かいところも含めて、やはり教育予算を削っていただきたくないという思いが非常に強くあります。

それとともに、よく若い人が住まないのは若者の雇用がないからだという話が出てきますけれども、それだけではないと思います。教育に力を入れないまちに若い人は住まないのです。仮に小樽に雇用をつくったとしても、札幌から通う人もいるではないですか。いや、小樽につくったとしても、小樽に住むということに必ず限ったわけではないのです。当然ながらその逆もしかりです。小樽に住みながら札幌に通う人だっているわけです。教育がよければ、若い人も小樽に住むのです。でも、私ぐらいの世代だったら、まだ自分のついの住みかが決まっていないから、子供が生まれて小学校、中学校に入るときに、どうしよう、札幌に住んで小樽に通ったほうがいいのかと考えてしまうのです。そういったことも含めて決して雇用の話だけではなくて、この教育にかかわる予算というのは、本当に小樽のまちに若い人が住むかどうかという重要な部分だと思うので、本当にこういった細かいこと一つ一つの話なのですけれども、ぜひ教育の予算は削っていただきたくないというふうに思います。

これから先、教育予算が削られるのが目につくようであれば、今まで病院の問題を矛先にしてきたものが、今度は財政課長のほうに矛先が向いてしまうかもしれないですし、ぜひそのところは予算をつくる前に一本くぎを刺して、この話を終わらせていただきたいと思います。

◎防災について

次に、防災について伺いたいと思います。

東日本大震災が起きて以降、9 か月近くがたったわけなのですが、小樽市において新たに防災や減災にかかわって正式に提案された計画やシステム、若しくは実際に行われた訓練、いわゆる実として結びついたものというのは何があるか、具体的な取組をお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

東日本大震災以降に新たに進めておりますものといたしまして、まず一つとして津波ハザードマップの作成、こ

れに必要な基礎調査を現在行っております。もう一つは、災害時要援護者避難支援プラン、これの要援護者を支援する方を決めるための調査を行うということで、避難支援プランの整備などを行っております。また、先ほど御質問にもありましたエリアメールの導入についても震災以降出てきたものでございます。

また、取組については、本年実施いたしました土砂災害の避難訓練で、一般の避難者に、先ほど申し上げました災害時要援護者を含めた避難訓練を実施しております。

○成田委員

実際、今、進行形なものが結構含まれていたと思いますけれども、訓練を行った以外は今やっている最中ということで、まだ正式に全部確定したという話でもない部分がありますよね。やはり時期がたって一つずつ出てくるのかと思って、時間を大分要していると思うのですが、あまりかけすぎると、相当できるいいものができるのだろうかというふうに期待してしまうのですけれども、当然コストがかかるものとそうではないものがあるので、少なくともコストがかからないものに関しては、できることがあるのではないかとおもうのです。

そのような中で、今この防災計画、減災計画等をつくっていらっしゃる職員の中で、実際に被災地に行ったことがある方というのは、どれぐらいいらっしゃいますか。

○（総務）杉本主幹

今、防災担当の中で実際に被災地に行ったことがある者が何名いるのかというお尋ねだと思いますけれども、今、防災担当 5 名おりますが、実際に被災地に行ったことがある人はおりません。

○成田委員

それでは、あわせて聞きますけれども、この中で被災地へ行かれた方はいらっしゃいますか。当てないですから、消防関係の方ですね。ありがとうございます。

これから先、小樽市民の命を守るという計画ですが、実際、被災地にまだ忙しくて行かれたことがない、そういった部分もあると思うのですけれども、被災地ももう全く、そういった例えば視察とか受け入れていないという状態にはないです。後方支援のまちから、そこから今は自治体職員や議員とか議会向けに、被災地へ行って、また戻ってきて、そこで研修するというようなプランもあります。自分はここに職員の皆さんの研修費用を税金で出しても決して無駄ではないと思うのです。これから先の 10 年、20 年や何十年かの何万人の命を守るものに関して、それを作成する人がそういった現地を見ないまま、果たして本当にいい計画をつくれるかということ、これは非常にどうしても疑問が残ってしまいます。そういった部分のお金というのは、たかが数万円で済む話だと思います。

職員の中で被災地へ行ったことがある方はぜひ情報提供と、やはり計画をつくれる方は一度でもいいので何かの機会ぜひ行っていただいて、現地を見て、その職員、行政職の方と話していただきたいというふうに強く要望します。

少し話を戻すのですが、コストが必要な防災計画というのは、時間と当然ながら予算措置が必要だと思うのですが、コストが必要ではない防災の計画については、本市では一体どのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

○（総務）杉本主幹

コストがかかるものとかからないものということで、まずかからないほうでございますけれども、先ほども申し上げました、現在、作成調査中の津波ハザードマップがある程度でき上がってまいりますと、沿岸の各地域の町会や自主防災組織などに配布する予定でございます。その折に説明会を開催して、沿岸各地域ごとの津波に対する避難計画の策定や各地域ごとの避難訓練の実施について、協力を求めていきたいというふうに考えております。

○成田委員

今おっしゃっていただいたように、訓練というのが一番優先順位として高く来るのかというふうに、私も同じように考えています。それで、政府も今の防災基本計画の修正案の中で、シミュレーションを通じて避難計画を策定して、住民に周知するというを示していますが、この避難計画、避難訓練等を含めていつごろ実施されるのか、

予定をお聞かせ願えますか。

○（総務）杉本主幹

シミュレーションにつきましては、特に津波につきましてはハザードマップの浸水予想区域、浸水予測を基に、その場所での避難計画をつくっていくわけなのですけれども、実際の訓練内容ですとか実施につきましては、各地域によって若干差はあると思いますが、平成 24 年度中に実施できるように持っていきたいというふうに考えています。

○成田委員

ぜひ訓練を早くやるにこしたことはないと思うのですが、準備が必要というのであれば、当然その準備もあわせてやっていただきたいのですけれども、それでそういった訓練を専門によくされている部分と、実際被災地の支援活動をされたという部分で、千歳の陸上自衛隊第 7 師団にお伺いして、実際に被災地に行ったときの写真等若しくは活動というのを見せていただいて、いろいろアドバイスをいただきました。

そのような中で、各自治体の準備とか訓練の度合いによって、支援の効果が大きく変わったというふうに言っていたのです。しっかり準備しているところは、すぐ自衛隊とも連絡も通じ合って、当然ながら救助に向かうほうに人を振れたけれども、そうではないところはまずそこを何とかするのが精いっぱい、全然そういった支援のほうに回れなかったと、自治体の事前の取組によって大きく結果が変わったとおっしゃっていました。

そのような中で、本市がもし今後訓練するならどうしたらいいかという話にアドバイスをいただいたときに、宿泊を伴う訓練をしたほうがいいのかというふうに言っていました。まず、普通の日中の訓練だと、当然ながらある程度沿ったものになると思うのですけれども、宿泊が伴った場合、必ずストーブとか、若しくは炊き出しの道具であるとか、食料、備品といったところで足りないものが出てくると。若しくは実際配備はしていたけれども、使えないものが出てくるという部分があって、宿泊の訓練をすればいいのでは、かなり市としての対応能力が違うということをお話されていました。

それで、本市も平成 24 年度に行うときの訓練でできるかどうかは、いろいろ考えなければならないと思うのですが、今後そういった宿泊を伴う訓練をやって、本当に現実に即した訓練というか、計画をやるべきではないかと思うのですが、それについてお考えをいただけますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

先ほど各沿岸地区の町会に津波避難計画の策定、それから避難訓練の実施に向けて、協力いただけるようはかっ
ていきたいというふうにはお断りしたのですけれども、確かに宿泊を伴う訓練を行いますと、先ほど委員がおっしゃったように、必要なものと不要なものとか、それから各人なりの意識も変わっていくのではないかと
いうふうには考えています。ただ、宿泊を伴う訓練につきましては、訓練に要する時間も相当長くなりますし、施設を占有する時間も長くなりますので、実施が可能かどうかも含めて、そのあたりは検討してまいりたいと考えております。

○成田委員

そのような中で、千歳の陸上自衛隊第 7 師団は、協力するときはぜひ声をかけてくれ、アドバイスしますという話をされていますので、ぜひそういった機会というか、これを全然違うところに投げるよりも、そういった同じかわりの中でやっていけるのであればお考え願いたいというふうに思って、最後あと 1 点だけ防災について質問したいと思います。

政府が見直しを進めている防災基本計画の修正案で、海沿いの地域はおおむね 5 分以内に避難できるまちづくりを目指すという方針が示されたわけなのです。今まで津波ハザードマップは、たぶん海拔何メートルとか、等高線でくくってそういった色分けをしてきたはずなのですけれども、ここで 5 分という時間の部分に単位が変わってしまったわけなのです。ここで今までつくってきたハザードマップが、そういった海拔 5 メートル、10 メートルというものであれば、当然ながら 5 分というふうになると、今度海拔ゼロメートルでもすぐ裏に山があるところがあれ

ば、そこは大丈夫だという話になるし、海拔 8 メートルだけど、近くに山も何もなければここは危ないのかという話になります。そこで少し見方が変わってしまうと思うのですが、そういった見解を踏まえて、本市の防災計画の見直しというのをどのような変更点を設けて取り組むのか、そこだけ最後にお聞かせ願えますか。

○（総務）杉本主幹

今までの海拔・標高に比べて、海沿いの地域での避難時間である 5 分という観点でございますけれども、実際に我々がつくっておりますハザードマップで各地区の避難状況を検討する際に、例えば標高何メートルのところまで、要するにどこを目標に避難を考えていくのか。もう一つは浸水予測区域、いわゆる津波が来たときにこの地区はこのあたりまで浸水すると。その危険性のある区域から外へ出るのに大体どのぐらいかかるのか、このあたりを一番のチェックポイントとして、各地区の避難状況というものを検討しております。

ですから、今回 5 分以内という基準ではございますけれども、各地域におきまして、できるだけ短時間で一番理想的な避難経路等を各地区住民に御理解いただけるように、今後、津波の避難計画については、ハザードマップの説明会の折にも、皆さんに御理解いただけるように進めていきたいというふうに考えています。

○成田委員

今おっしゃっていただいたとおり、この 5 分という定義が実はまだ明確になっていないので、地震が起きてから 5 分なのか、家を出てから 5 分なのかという、その辺の基準の見極めという話もあると思うので、ぜひそれも含めてお考えいただきたいと思っています。

◎小樽ジャンクションのフル規格化について

最後に、朝里にできる札幌道の小樽ジャンクションについてお伺いしたいと思います。本市各団体からも含めて、この小樽ジャンクションのフル規格化の要望が出されていますが、このフル規格化にかかわるハード面での費用というのは、幾らぐらいかかるかおわかりでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

事業主体であります N E X C O 東日本に聞きましたところ、小樽ジャンクションのフル規格化についての費用はまだ算出していないということでございました。ただ、平成 11 年に余市－小樽間というのが整備計画区間に昇格いたしましたして、このときの事業費が 1,270 億円です。平成 15 年に国土開発幹線自動車道建設会議がありまして、この中でコストの削減が行われました。このときが 1,140 億円になっていまして、さらに 18 年にまた 2 回目のコスト削減が行われまして、このときに 1,060 億円、これが余市－小樽間の事業費ということになっております。2 回目のコスト削減が行われたときに、実はフルジャンクションからハーフジャンクションになったのではないかとされておりまして、ですから、単純に差引きいたしますと、1,140 億円から 1,060 億円ですので、80 億円の事業費が削減されていると。ただ、その中には余市での延長区間、高速道路の延長が 700 メートルほど削減されておりますので、その部分全部含めまして 80 億円ということになります。ですから、80 億円未満ということで推測されるということになります。

○成田委員

何が言いたいかといいますと、皆さんも少し今頭で考えてもらいたいのですけれども、高速道路に乗ったときに、もし余市まで開通したら、余市方面から入ったら、最後に出るときどこかで料金所があるのです。でも、逆に余市に向かうとき、小樽インターチェンジから乗った場合と札幌西インターチェンジから乗った場合はごっちゃになってしまいます。必ずどこかに料金所を 1 個設けなければ、小樽インターから入ったか札幌西インターから入ったかわからなくなってしまうわけです。

その部分でもし仮にフルジャンクションにするとすると、小樽インターから入ったところに料金所を設けるといふのと、あと高架をつけてぐるりと回る部分で物すごい金額がかかると思うのです。それと、当然ハード的なものもそうですけれども、料金所を 1 か所つくるのだったら、当然そこに E T C をつけて 1 台 1 億円超ぐらいで、あと

さらに人件費となると、たぶん 20 年、30 年やったら 80 億円以上かかってしまうと。果たしてそこまでしてこのフルジャンクションを NEXCO 東日本側がのむかという、この金額をかけて必要か、できるかといったら、私はのんでくれない可能性のほうが高いと思うのです。

それで、伺いたいのですけれども、余市まで開通後に、小樽とか朝里インターチェンジからの利用予測というの
はされているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

NEXCO 東日本に聞きましたところ、予想、推測はまだしていないということでございます。

○成田委員

たぶん使わないだろうと思って推測していないと思うのです。小樽インターから乗って、わざわざ余市にぐるりと回る人が一体何名いるかという話だと思うのです。でも、その逆はありだと思うのです。何かというと、当然ながら北後志、南後志から、救急車の搬送とか緊急車両の搬送という部分があります。これはたぶん小樽病院とか市内に新しくできる済生会病院など、すべての医療機関がそうなのですけれども、結果的に築港周辺に集約するわけで、あちらにぐるりと回ってきたら、当然ながら患者の数も増えるというのもありますし、もし内回りの部分ができないと、手稲インターが今度フルになってしまうので、たぶん手稲の溪仁会病院に患者数を持っていかれると思います。

そういった病院運営の面でもそうですし、時間、距離的にも小樽とせっかく近いところであるものができなくなってしまいう部分で、何が言いたいかというと、フルジャンクションでもハーフジャンクションでもなくて、いわゆる 4 分の 3 内回り部分だけだったら、高架をつくらなくてもできるのではないかと。そういうようなフルが無理だと思った時点で、その内回りの余市から小樽に抜けるという案を提案していったほうがいいのではないかと思います。いわゆる小樽には来られるけど、小樽からは出づらくなるといった形で提案していく。若しくは、それすらも厳しいとなった場合に、緊急車両だけ余市から小樽に入れるようにする。例えば NEXCO 東日本の事務所が朝里にあるわけですから、余市で何かやっていたら、絶対そのまま業務用の車両を、わざわざ一回銭函まで行って持ってくることはしないと思うのです。そういった道路ができると思うので、そういった道路を使わせてもらえないかといった交渉が必要になるかと思うのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

NEXCO 東日本に聞きましたところ、緊急車両用の道路については、今のところ計画はないということでございました。しかしながら、小樽市といたしましても、フルジャンクションについては、ぜひとも必要であると。また、特におりる部分というのは特に必要であるというふうに考えております。また、今、委員から話が出ましたように、築港地区におきまして医療地域が集中するということもありますので、その部分につきましてはぜひとも整備していただきたいと考えております。

また、4 分の 4 のフルジャンクション、それからおりる部分であれば、今お話がありました 4 分の 3 のジャンクションということになりますけれども、そういったことも含めて後志管内の町村ですとか経済団体を含めて連携して、NEXCO 東日本などの関係機関に働きかけていきたいと考えております。

○成田委員

これが余市までだったら、フルジャンクションは必要ないではないかと思うのです。黒松内までつながって函館まで行けるようになったときにフルにすればいいわけで、今ここでフルにこだわってそののところが延ばしてしまうのは、私はどうかと思いますので、まずできる範囲の中でやっていただきたい。4 分の 3 でできるなら、もういいではないですか。小樽に来るだけ来てもらって、出づらくしてあげればいいのです。そうしたら小樽に人がいてくれると。そういう形でもいいと思うのです。ぜひ、そこだけ考えていただきたいと思います。

最後に、昨日の予算特別委員会の私の質疑の新幹線のところなのですが、新小樽駅の建設予定地が天神で確定し

ていないというような質疑を私がしてしまって、たぶん新駅の場所は変えられるというような表現をしてしまったと思うので、改めて確認のために伺いたいのですが、天神の場所は決まっていて、変えられるというものではなくて、今進行しているけれども、それ以上先の詳しいことが決まっていないという解釈でよろしいでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

そのとおりでございます。

○成田委員

そういう文言を残したい質疑でした。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 17 分

再開 午後 5 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

一新小樽、成田祐樹委員。

○成田委員

一新小樽を代表しまして、陳情第 283 号ないし第 289 号、継続審査中の陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号はいずれも採択とする討論をいたします。

詳しくは本会議でやりますが、簡単に 2 点理由を述べたいと思います。

1 点目が、総合計画における新・市民プールの計画が、もうこの平成 23 年第 4 回定例会あたりで予算案、その他計画が出てこなければ、間に合わないのではないかと、そういった総合計画からずれが生じるというところを勘案しまして、遅れるのであればぜひ早くやっていただきたいということを酌みまして、我が会派は今まで継続審査を主張しておりましたが、今回採択を主張するに至りました。

理由のもう一点なのですが、実はこの新・市民プールの早期建設については、一新小樽の会派内でいろいろな意見がございました。そのような中でこの案件は、当然ながら予算措置の部分もそうなのですが、場所の問題についても、そしてもしかすると学校適配も関連するのではないかと、そういったこともいろいろな思惑を考えながら、会派としては非常に慎重に議論しておりましたが、議会運営委員会等で、会派内で意見が合っていないのはどうなのだというような突き上げを共産党からいただいて、それだけに限らず、自民党からも強い後ろ押し、後ろから押しをいただきましたという部分もございまして、当会派としましては、今回で意見を一致しなければならないという後押しをいただきましたので、今回こういった形で賛成をさせていただきたいと思います。

詳しくは本会議でやります。

○委員長

次に、共産党、小貫委員。

○小貫委員

議案第 17 号小樽市非核港湾条例案については可決、陳情第 283 号ないし第 289 号及び継続審査中の第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号についてはいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、非核港湾条例案についてです。

福島原発から放射能汚染が広がり、市民にも不安が広がっています。質問でも紹介したように、既に7月の時点で、広島の前爆 20 個分の放射能が大気中に放出されているとの国会の論戦もあります。戦後、世界の人々の力もあり、核兵器は長崎を最後に使用されていません。外国の船に核兵器が搭載されているかどうか確かめることは、小樽港の管理者として当然のことだと考えます。入港してくる船が核兵器を搭載していないなら、堂々と証明を出せる話です。平和を願う小樽市民の立場に立ち、委員各位の賛同を呼びかけます。

続けて、陳情第 283 号ないし第 289 号及び継続審査中の陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号の新小樽市営室内水泳プールの早期建設についてです。

北海道内の主要都市で市営の水泳プールがないのは、この小樽市だけです。高島小学校温水プールには市内各地からスポーツとしてだけでなく、健康維持、リハビリで多くの愛好者が通っています。これまでも多くの陳情が提出されているように、市民の思いにこたえることが議会としての役割ではないでしょうか。

以上、いずれも願意妥当、採択を主張し、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 17 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号及び第 283 号ないし第 289 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも採択と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。